

閲覧用

IPデータ通信網サービス契約約款

平成 24 年 4 月 1 日

フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 9 |
| 第1条 約款の適用 | 9 |
| 第2条 約款の変更 | 9 |
| 第3条 用語の定義 | 9 |
| 第2章 IPデータ通信網サービスの種類等 | 16 |
| 第4条 IPデータ通信網サービスの種類 | 15 |
| 第5条 IPデータ通信網サービスの品目等 | 19 |
| 第5条の2 外国における取扱いの制限 | 19 |
| 第3章 IPデータ通信網サービスの提供区間等 | 19 |
| 第6条 IPデータ通信網サービスの提供区間等 | 19 |
| 第4章 契約 | 19 |
| 第1節 閉域通信網サービスに係る契約 | 19 |
| 第7条 削除 | |
| 第8条 契約の単位 | 19 |
| 第9条 削除 | |
| 第10条 II型契約者回線の終端 | 20 |
| 第11条 他社接続回線との接続 | 20 |
| 第12条 閉域通信網契約申込の方法 | 20 |
| 第13条 閉域通信網契約申込の承諾 | 20 |
| 第14条 最低利用期間 | 21 |
| 第15条 品目等の変更 | 21 |
| 第16条 所属閉域通信網利用グループの変更 | 21 |
| 第17条 その他の契約内容の変更 | 21 |
| 第18条 契約者回線の移転 | 21 |
| 第19条 他社接続回線との接続変更 | 22 |
| 第20条 利用の一時中断 | 22 |
| 第21条 閉域通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止 | 22 |
| 第22条 閉域通信網契約者が行う閉域通信網契約の解除 | 22 |
| 第23条 当社が行う閉域通信網契約の解除 | 22 |
| 第24条 協定事業者の契約の解除等に伴う閉域通信網契約の扱い | 23 |
| 第25条 その他の提供条件 | 23 |
| 第2節 削除 | |
| 第26条から第32条まで 削除 | |
| 第3節 オープン通信網サービスに係る契約 | 23 |

| | | |
|--|-------|----|
| 第 33 条 契約の単位 | ----- | 23 |
| 第 34 条 オープン通信網契約申込の方法 | ----- | 24 |
| 第 35 条 オープン通信網契約申込の承諾 | ----- | 24 |
| 第 36 条 最低利用期間 | ----- | 25 |
| 第 36 条の2 特定協定事業者の契約の解除等に伴うオープン通信網契約の扱い | ----- | 25 |
| 第 36 条の3 インターネット接続サービスの通信利用の制限 | ----- | 25 |
| 第 37 条 その他の提供条件 | ----- | 25 |
| 第4節 音声通信サービスに係る契約 | ----- | 26 |
| 第 1 款 第1種音声通信サービスに係る契約 | ----- | 26 |
| 第 37 条の2 契約の単位 | ----- | 26 |
| 第 37 条の3 他社接続契約者回線の収容 | ----- | 26 |
| 第 37 条の4 第1種音声通信契約申込の方法 | ----- | 26 |
| 第 37 条の5 第1種音声通信契約申込の承諾 | ----- | 26 |
| 第 37 条の6 音声通信番号 | ----- | 27 |
| 第 37 条の7 最低利用期間 | ----- | 27 |
| 第 37 条の8 契約者識別番号の数の変更 | ----- | 28 |
| 第 37 条の9 回線収容機能の変更 | ----- | 28 |
| 第 37 条の10 発信番号通知 | ----- | 28 |
| 第 37 条の11 アクセス回線共用化 | ----- | 28 |
| 第 37 条の12 その他の提供条件 | ----- | 29 |
| 第2款 第2種音声通信サービスに係る契約 | ----- | 29 |
| 第 37 条の13 第2種音声通信契約申込をすることができる者の条件 | --- | 29 |
| 第 37 条の14 契約の単位 | ----- | 29 |
| 第 37 条の15 第2種音声通信契約申込の方法 | ----- | 30 |
| 第 37 条の16 第2種音声通信契約申込の承諾 | ----- | 30 |
| 第 37 条の17 音声通信番号 | ----- | 30 |
| 第 37 条の18 契約事業者の契約の解除等に伴う第2種音声通信契約の扱い | ----- | 31 |
| 第 37 条の19 その他の提供条件 | ----- | 31 |
| 第3款 第3種音声通信サービスに係る契約 | ----- | 31 |
| 第 37 条の20 第3種音声通信契約申込をすることができる者の条件 | --- | 31 |
| 第 37 条の21 契約の単位 | ----- | 32 |
| 第 37 条の22 第3種音声通信契約申込の方法 | ----- | 32 |
| 第 37 条の23 第3種音声通信契約申込の承諾 | ----- | 32 |
| 第 37 条の24 音声通信番号 | ----- | 33 |

| | | | |
|----------------------------|---|-------|----|
| 第 37 条の 25 | その他の提供条件 | ----- | 33 |
| 第4款 | 第4種音声通信サービスに係る契約 | ----- | 33 |
| 第 37 条の 26 | 第4種音声通信サービス区域 | ----- | 33 |
| 第 37 条の 27 | 契約の単位 | ----- | 33 |
| 第 37 条の 28 | 第4種音声通信契約申込の方法 | ----- | 34 |
| 第 37 条の 29 | 第4種音声通信契約申込の承諾 | ----- | 34 |
| 第 37 条の 30 | 音声通信番号 | ----- | 34 |
| 第 37 条の 31 | 特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種音声通信契約の扱い | ----- | 35 |
| 第 37 条の 32 | その他の提供条件 | ----- | 35 |
| 第5節 | メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約 | ----- | 35 |
| 第1款 | 第1種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約 | ---- | 35 |
| 第 37 条の 33 | 第1種メディアゲートウェイホスティング契約の締結 | ---- | 35 |
| 第 37 条の 34 | 音声通信契約の解除に伴う第1種メディアゲートウェイホスティング 契約の取扱い | ----- | 35 |
| 第 37 条の 35 | その他の提供条件 | ----- | 36 |
| 第2款 | 第2種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約 | ---- | 36 |
| 第 37 条の 36 | 第2種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる 者の条件 | ----- | 36 |
| 第 37 条の 37 | 契約の単位 | ----- | 36 |
| 第 37 条の 38 | 第2種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法 | ----- | 36 |
| 第 37 条の 39 | 第2種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾 | --- | 36 |
| 第 37 条の 40 | 登録内容の変更 | ----- | 37 |
| 第 37 条の 41 | 発信番号通知 | ----- | 37 |
| 第 37 条の 42 | 音声通信契約の解除に伴う第2種メディアゲートウェイホスティング 契約の取扱い | ----- | 37 |
| 第 37 条の 43 | その他の提供条件 | ----- | 37 |
| 第3款 | 削除 | | |
| 第 37 条の 44 から第 37 条の 49 まで | 削除 | | |
| 第4款 | 第4種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約 | ---- | 38 |
| 第 37 条の 50 | 第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる 者の条件 | ----- | 38 |
| 第 37 条の 51 | 契約の単位 | ----- | 38 |
| 第 37 条の 52 | 第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法 | ----- | 38 |

| | |
|---|----|
| 第 37 条の 53 第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾 | 38 |
| 第 37 条の 54 音声通信契約の解除に伴う第4種メディアゲートウェイホスティング 契約の取扱い | 39 |
| 第 37 条の 55 その他の提供条件 | 39 |
| 第5款 第5種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約 | 39 |
| 第 37 条の 56 第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる 者の条件 | 39 |
| 第 37 条の 57 契約の単位 | 39 |
| 第 37 条の 58 第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法 | 39 |
| 第 37 条の 59 第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾 | 40 |
| 第 37 条の 60 音声通信契約の解除に伴う第5種メディアゲートウェイホスティング 契約の取扱い | 40 |
| 第 37 条の 61 その他の提供条件 | 40 |
| 第5章 付加機能 | 40 |
| 第 38 条 付加機能の提供 | 40 |
| 第6章 回線相互接続 | 41 |
| 第 39 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 | 41 |
| 第7章 利用中止及び利用停止 | 41 |
| 第 40 条 利用中止 | 41 |
| 第 41 条 利用停止 | 41 |
| 第 42 条 接続休止 | 42 |
| 第8章 通信 | 43 |
| 第 43 条 通信利用の制限等 | 43 |
| 第 43 条の2 通信時間等の制限 | 44 |
| 第 44 条 他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線 又は他社接続契約者回線による制約 | 44 |
| 第 44 条の3 通信時間の測定等 | 44 |
| 第9章 料金等 | 44 |
| 第1節 料金及び工事に関する費用 | 44 |
| 第 45 条 料金及び工事に関する費用 | 44 |
| 第2節 料金等の支払義務 | 44 |
| 第 46 条 使用料の支払義務 | 44 |
| 第 46 条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務 | 46 |

| | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| 第 46 条の3 利用料の支払義務 | ----- | 46 |
| 第 47 条 工事費の支払義務 | ----- | 47 |
| 第 47 条の2 II 型契約者回線等変更時の取り扱い | ----- | 47 |
| 第3節 料金の計算方法等 | ----- | 47 |
| 第 48 条 料金の計算方法等 | ----- | 47 |
| 第3節の2 保証金 | ----- | 47 |
| 第 48 条の2 保証金 | ----- | 47 |
| 第4節 割増金及び延滞利息 | ----- | 48 |
| 第 49 条 割増金 | ----- | 48 |
| 第 50 条 延滞利息 | ----- | 48 |
| 第 10 章 保守 | ----- | 48 |
| 第 51 条 契約者の維持責任 | ----- | 48 |
| 第 52 条 契約者の切分責任 | ----- | 49 |
| 第 53 条 修理又は復旧の順位 | ----- | 49 |
| 第 11 章 損害賠償 | ----- | 50 |
| 第 54 条 責任の制限 | ----- | 50 |
| 第 55 条 免責 | ----- | 51 |
| 第 12 章 雑 則 | ----- | 51 |
| 第 56 条 承諾の限界 | ----- | 51 |
| 第 57 条 利用に係る契約者の義務 | ----- | 51 |
| 第 58 条 契約者から契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等 | ----- | 52 |
| 第 59 条 IPデータ通信網サービスの技術的事項 | ----- | 52 |
| 第 59 条の2 利用上の制限 | ----- | 52 |
| 第 59 条の3 利用限度額 | ----- | 53 |
| 第 60 条 契約者からの通知 | ----- | 53 |
| 第 61 条 契約者の氏名等の通知 | ----- | 54 |
| 第 62 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行 | ----- | 54 |
| 第 63 条 法令に規定する事項 | ----- | 54 |
| 第 64 条 閲覧 | ----- | 54 |
| 第 13 章 附帯サービス | ----- | 54 |
| 第 65 条 附帯サービス | ----- | 54 |

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 別記 | ----- | 55 |
| 1 IPデータ通信網サービスの提供区間等 | ----- | 55 |
| 1の2 特定協定事業者 | ----- | 55 |
| 2 契約者の地位の承継 | ----- | 55 |
| 3 契約者の氏名等の変更 | ----- | 55 |
| 3の2 IPデータ通信網サービスにおける禁止事項 | ----- | 56 |
| 4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等 | ----- | 57 |
| 5 自営端末設備の接続 | ----- | 58 |
| 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査 | ----- | 57 |
| 7 自営電気通信設備の接続 | ----- | 58 |
| 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 | ----- | 59 |
| 8の2 当社の維持責任 | ----- | 59 |
| 8の3 当社が行う自営端末設備等の状態確認 | ----- | 59 |
| 9 契約者に係る情報の利用 | ----- | 59 |
| 9の2 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等 | ----- | 60 |
| 9の3 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 | ----- | 61 |
| 9の4 特定協定事業者の電気通信サービスの契約 | ----- | 61 |
| 9の5 総合品質の基準 | ----- | 62 |
| 9の6 料金明細内訳書の送付 | ----- | 62 |
| 10 新聞社等の基準 | ----- | 62 |

料金表

| | |
|---|-----|
| 通則 | 64 |
| 第1表 料金 | 68 |
| 第1 使用料(付加機能及び端末設備に係るものを除きます。)及び利用料 | 68 |
| 1 閉域通信網契約に係るもの | 68 |
| 2 削除 | |
| 3 オープン通信網契約に係るもの | 77 |
| 4 第1種音声通信契約に係るもの | 83 |
| 5 第2種音声通信契約に係るもの | 91 |
| 6 第3種音声通信契約に係るもの | 94 |
| 7 第4種音声通信契約に係るもの | 97 |
| 8 第1種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの | 97 |
| 9 第2種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの | 100 |
| 10 第4種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの | 104 |
| 11 第5種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの | 105 |
| 第2 付加機能に係る使用料 | 109 |
| 第3 削除 | |
| 第4 ユニバーサルサービス料 | 122 |
| 第5 再請求書発行手数料 | 123 |
| 第2表 工事に関する費用 | 124 |
| 第3表 附帯サービスに関する料金 | 131 |
| 料金表別表1 第2種閉域通信網サービスの閉域ポートに係る伝送速度 | 132 |
| 料金表別表2 第3種閉域通信網サービスの閉域ポートに係る伝送速度 | 133 |
| 料金表別表2の2 第4種閉域通信網サービスの閉域ポートに係る伝送速度 | 134 |
| 料金表別表3 削除 | |
| 料金表別表4 第1種オープン通信網サービスの占有型インターネットゲートウェイポートの品目に係る伝送速度 | 135 |
| 料金表別表5 第2種オープン通信網サービスの共有型インターネットゲートウェイポートの品目に係る伝送速度 | 138 |
| 別表1 基本的な技術事項 | 140 |
| 別表2-1 II型契約者回線等から音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等 | 141 |
| 別表2-2 II型契約者回線等への音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等 | 146 |

| | | | |
|-------|--|-------|-----|
| 別表2-3 | Ⅱ型契約者回線等への音声通信が可能な公衆電話設備 | ----- | 150 |
| 別表3 | 他社接続契約者回線に関する協定事業者の電気通信サービスに係る契約 | - | 150 |
| 別表4 | 料金表第1表第2(付加機能に係る使用料)に規定する着信課金機能へ 音声通信を行うことができる直加入電話等設備等 | ----- | 150 |
| 附 則 | | ----- | 152 |

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIPデータ通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIPデータ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社はIPデータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 IPデータ通信網 | 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 4 IPデータ通信網サービス | IPデータ通信網を使用して行う電気通信サービス |
| 5 IPデータ通信網サービス取扱所 | IPデータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 |

| | | |
|---------|------------------------|--|
| 6 | 閉域通信網契約 | 当社から閉域通信網サービスの提供を受けるための契約 |
| 7 | 削除 | |
| 8 | 閉域通信網契約者 | 当社と閉域通信網契約を締結している者 |
| 9から13まで | 削除 | |
| 14 | オープン通信網契約 | 当社からオープン通信網サービスの提供を受けるための契約 |
| 15 | オープン通信網契約者 | 当社とオープン通信網契約を締結している者 |
| 16 | 第1種音声通信契約 | 当社から第1種音声通信サービスの提供を受けるための契約 |
| 17 | 第1種音声通信契約者 | 当社と第1種音声通信契約を締結している者 |
| 18 | 第2種音声通信契約 | 当社から第2種音声通信サービスの提供を受けるための契約 |
| 19 | 第2種音声通信契約者 | 当社と第2種音声通信契約を締結している者 |
| 20 | 第3種音声通信契約 | 当社から第3種音声通信サービスの提供を受けるための契約 |
| 21 | 第3種音声通信契約者 | 当社と第3種音声通信契約を締結している者 |
| 22 | 第4種音声通信契約 | 当社から第4種音声通信サービスの提供を受けるための契約 |
| 23 | 第4種音声通信契約者 | 当社と第4種音声通信契約を締結している者 |
| 24 | 音声通信契約 | 第1種音声通信契約、第2種音声通信契約、第3種音声通信契約又は第4種音声通信契約 |
| 25 | 音声通信契約者 | 第1種音声通信契約者、第2種音声通信契約者、第3種音声通信契約者又は第4種音声通信契約者 |
| 26 | 第1種メディアゲートウェイホスティング契約 | 当社から第1種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約 |
| 27 | 第1種メディアゲートウェイホスティング契約者 | 当社と第1種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者 |
| 28 | 第2種メディアゲートウェイホスティング契約 | 当社から第2種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約 |
| 29 | 第2種メディアゲートウェイホスティング契約者 | 当社と第2種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者 |
| 29の2 | 第4種メディアゲートウェイホスティング契約 | 当社から第4種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 29 の 3 第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約者 | 当社と第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者 |
| 29 の 4 第 5 種メディアゲートウェイホスティング契約 | 当社から第 5 種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約 |
| 29 の 5 第 5 種メディアゲートウェイホスティング契約者 | 当社と第 5 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者 |
| 30 メディアゲートウェイホスティング契約 | 第 1 種メディアゲートウェイホスティング契約、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約、第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約又は第 5 種メディアゲートウェイホスティング契約 |
| 31 メディアゲートウェイホスティング契約者 | 第 1 種メディアゲートウェイホスティング契約者、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者、第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約者又は第 5 種メディアゲートウェイホスティング契約者 |
| 32 I P データ通信網契約 | 閉域通信網契約、オープン通信網契約、音声通信契約又はメディアゲートウェイホスティング契約 |
| 33 契約者 | 閉域通信網契約者、オープン通信網契約者、音声通信契約者又はメディアゲートウェイホスティング契約者 |
| 34 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 35 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 36 特定協定事業者 | 協定事業者のうち別記 1 の 2 に掲げる者 |
| 37 P H S 事業者 | 電気通信番号規則第 9 条第 4 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者 |
| 38 II 型契約者回線 | I P データ通信網契約に基づいて、当社が I P データ通信網サービス取扱所に設置する交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のある I P データ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気 |

| | |
|-------------------|--|
| | 通信回線 |
| 39 契約者回線 | Ⅱ型契約者回線 |
| 40 他社接続回線 | <p>(1) 相互接続点を介してI Pデータ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、別記9の4の(1)に掲げる特定協定事業者の契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの</p> <p>(2) I Pデータ通信網と契約者(第4種閉域通信網サービスに係る契約を締結した者に限ります。)が指定する場所との間に設定する当社が別に定める電気通信回線</p> |
| 41 削除 | |
| 42 D S L回線 | <p>(1) 別記9の4の(3)のア又は当社が別に定める契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備</p> <p>(2) 別記9の4の(3)のウに掲げる契約に基づいて特定協定事業者が提供するD S L等接続専用サービス(利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係る電気通信回線及びその電気通信回線に係る相互接続点と音声通信ポートとの間に当社が設置する電気通信回線から成るもの</p> |
| 43 D S L方式に起因する事象 | D S L回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又はD S L回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、そのD S L回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。) |
| 44 光アクセス回線 | 別記9の4の(4)又は当社が別に定める契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備 |
| 45 協定事業者の契約者回線 | 相互接続点を介してI Pデータ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの |
| 46 他社接続契約者回線 | 相互接続点を介してI Pデータ通信網と相互に接続する電気通信回線(別表3に掲げる協定事業者の契約に基づいて設置されるものに限ります。)であって、協定事業者がその電気通信回線の契約者の指定する場所と相互接続点との間に |

| | |
|------------------------|---|
| | 設置するもの |
| 47 契約者回線等 | 契約者回線、他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線 |
| 48 閉域ポート | 閉域通信網サービスにおいて特定の1の契約者回線又は他社接続回線を収容するために、当社が設置する電気通信設備 |
| 49 リモートアクセス番号ポート | 当社が別に定めるアクセス番号サービスに基づいて当社がIPデータ通信網に設置する機能 |
| 50 閉域通信網利用グループ | IPデータ通信網を使用して相互に閉域通信網サービスに係る通信を行うことができる契約者回線、他社接続回線又はリモートアクセス番号ポートから構成されるグループ |
| 51 から 52 まで 削除 | |
| 53 インターネットゲートウェイ | 相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点とします。）、接続点（当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。）又は当社が必要により設置する電気通信設備との間に当社が設置する電気通信設備 |
| 54 占有型インターネットゲートウェイポート | インターネットゲートウェイであって、特定の1のII型契約者回線（第1種オープン通信網サービスに係るものに限りません。）を収容するためのもの |
| 55 共有型インターネットゲートウェイポート | インターネットゲートウェイであって、特定の1の閉域通信網利用グループと接続するためのもの |
| 56 オープン通信網収容部 | 相互接続点を介して別記1の2の（2）に規定する特定協定事業者の電気通信設備と接続するために、IPデータ通信網サービス取扱所に設置される電気通信設備 |
| 57 音声通信ゲートウェイ機能 | 特定の1の閉域通信網利用グループに所属するII型契約者回線若しくは他社接続回線、又は料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定するIPSec終端機能の追加機能を介して接続されるDSL回線若しくは光アクセス回線（当社が別に定めるものに限りません。）を音声通信ポートに接続するためにIPデータ通信網サービス取扱所に設置される電気通信設備 |
| 58 メディアゲートウェイホスティング装置 | メディアゲートウェイホスティングサービスを提供するために当社がIPデータ通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備であって、音声通信契約に基づいて付与された音声通信番号を使用することにより、音声通信を一旦終端させた後に他の電気通信設備と接続することができるよう |

| | |
|------------------|---|
| | にするもの |
| 59 音声通信ポート | 音声通信サービスにおいて、特定の1のⅡ型契約者回線、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング装置若しくはDSL回線（第4種音声通信サービスに係るものに限り。）を収容し、又は相互接続点を介して他社接続契約者回線、DSL回線（第4種音声通信サービス以外に係るものに限り。）若しくは光アクセス回線と接続するためにIPデータ通信網サービス取扱所に設置される電気通信設備 |
| 60 回線収容機能 | 他社接続契約者回線を収容するために、当社が設置する電気通信設備 |
| 61 IPアドレス | インターネットプロトコルで定められているアドレス |
| 62 契約者識別符号 | 第3種オープン通信網サービスに係る契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、オープン通信網契約に基づいて当社が第3種オープン通信網サービスに係る契約者に割り当てるもの |
| 63 契約者識別番号 | 音声通信サービスに係る契約者を識別するための数字の組合せであって、音声通信契約に基づいて当社が音声通信サービスに係る契約者に割り当てるもの |
| 64 契約者識別符号等 | 契約者識別符号又は契約者識別番号 |
| 65 内線番号 | 内線通信を行うために利用する番号。 |
| 66 内線通信 | 内線番号により特定される端末設備相互間で行う通信で、インターネット経由による接続を含みます。 |
| 67 利用者識別符号 | グループ識別符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組合せ |
| 68 アクティブ利用者識別符号数 | 協定事業者の契約者回線を使用してオープン通信網収容部に接続し、通信を行った利用者識別符号の数（利用者識別符号が同一のときは、その数にかかわらず1つとします。） |
| 69 直加入電話等設備 | 固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又はIP電話設備（電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。）であって、別表2-1又は別表2-2に掲げる当社又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの |
| 70 公衆電話設備 | 別表2-3に掲げる協定事業者が設置する公衆電話又はデ |

| | |
|----------------|---|
| | デジタル公衆電話の電話機等 |
| 71 携帯自動車電話設備 | 電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別表2-1又は別表2-2に掲げる協定事業者との契約に係るもの |
| 72 PHS設備 | 電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別表2-1又は別表2-2に掲げる協定事業者との契約に係るもの |
| 73 直加入電話等設備等 | 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備 |
| 74 端末設備 | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 75 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 76 自営電気通信設備 | 当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 77 技術基準等 | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件 |
| 78 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |
| 79 ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |

第2章 IPデータ通信網サービスの種類等

(IPデータ通信網サービスの種類)

第4条 IPデータ通信網サービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|----------------------|--|
| 閉域通信網サービス | あらかじめ届出のあった契約者回線（オープン通信網サービス及び音声通信サービスに係るものを除きます。）、他社接続回線又はリモートアクセス番号ポートとの間の符号又は影像の伝送交換を行うIPデータ通信網サービス |
| オープン通信網サービス | インターネットゲートウェイ又はオープン通信網収容部を介して符号又は影像の伝送交換を行うIPデータ通信網サービス |
| 音声通信サービス | II型契約者回線等（第5項に定めるII型契約者回線、他社接続契約者回線、DSL回線、光アクセス回線、他社接続回線又はメディアゲートウェイホスティング装置をいいます。以下同じとします。）に係る次の音声通信（インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信をいいます。以下同じとします。）を行うことができるIPデータ通信網サービス (1) II型契約者回線等から直加入電話等設備等又は外国への音声通信 (2) 直加入電話等設備等又は外国からII型契約者回線等への音声通信 (3) 公衆電話設備からII型契約者回線等への音声通信 |
| メディアゲートウェイホスティングサービス | メディアゲートウェイホスティング装置を介して音声通信を行うことができるIPデータ通信網サービス |

2 閉域通信網サービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|--------------|---|
| 第2種閉域通信網サービス | II型契約者回線を設置して提供する閉域通信網サービス |
| 第3種閉域通信網サービス | 他社接続回線（第3条（用語の定義）の40欄の（1）に規定するものに限り。）と接続して提供する閉域通信網サービス |
| 第4種閉域通信網サービス | 他社接続回線（第3条の40欄の（2）に規定するものに限り。）と接続して提供する閉域通信網サービス |

3 削除

4 オープン通信網サービスには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|----------------|---|
| 第1種オープン通信網サービス | Ⅱ型契約者回線を設置し、占有型インターネットゲートウェイポートに接続して提供するオープン通信網サービス |
| 第2種オープン通信網サービス | 閉域通信網利用グループを共有型インターネットゲートウェイポートに接続して提供するオープン通信網サービス |
| 第3種オープン通信網サービス | D S L回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープン通信網サービスであって、その契約に係る特定の I Pアドレスを使用して通信を行うことができるもの |

5 音声通信サービスには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|-------------|---|
| 第1種音声通信サービス | Ⅱ型契約者回線（音声通信ゲートウェイ機能に係るものを除きます。）を設置し、又は他社接続契約者回線と接続して提供する音声通信サービス |
| 第2種音声通信サービス | （1）D S L回線又は光アクセス回線（当社が別に定める契約に基づいて設置されるものであって、音声通信ゲートウェイ機能に係るものを除きます。）と接続して提供する音声通信サービス （2）Ⅱ型契約者回線等のうちメディアゲートウェイホスティング装置のみと接続して提供する音声通信サービス |
| 第3種音声通信サービス | 第3種オープン通信網サービス又は音声通信ゲートウェイ機能に係るⅡ型契約者回線、他社接続回線、D S L回線又は光アクセス回線と接続して提供する音声通信サービス |
| 第4種音声通信サービス | D S L回線（第3条（用語の定義）42欄の（2）に規定するものに限り。）を使用して提供する音声通信サービス |

6 メディアゲートウェイホスティングサービスには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|-----------------|-------------------------|
| 第1種メディアゲートウェイホス | 第1種メディアゲートウェイホスティング契約者が |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>ティングサービス</p> | <p>インターネット経由でメディアゲートウェイホスティング装置を操作することにより、メディアゲートウェイホスティング装置から発信者である直加入電話等設備等と呼ば返して接続後、通信の相手先となる直加入電話等設備等を接続することができるメディアゲートウェイホスティングサービス</p> |
| <p>第2種メディアゲートウェイホスティングサービス</p> | <p>第2種メディアゲートウェイホスティング契約者が指定する者に係る携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号をあらかじめ当社のメディアゲートウェイホスティング装置に登録し、その登録された電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等（当社が別に定めるものに限ります。）に当社が付与した番号（003767）を前置して行われる音声通信を、一旦、メディアゲートウェイホスティング装置に終端させた後、音声通信の相手先に接続するメディアゲートウェイホスティングサービスであって、当社が設定する料金額を第2種メディアゲートウェイホスティング契約者に課金することができるようにするもの</p> |
| <p>第4種メディアゲートウェイホスティングサービス</p> | <p>第4種メディアゲートウェイホスティング契約者（以下、この項では「契約者」といいます。）の内線番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等に行われる通信を第4種メディアゲートウェイホスティング装置（以下、「本装置」といいます。）で一旦終端させた後、音声通信の相手先に接続することができる機能及び契約者の音声通信契約に基づいて付与された音声通信番号に着信する音声通信を本装置で一旦終端させた後、契約者の内線番号に接続することができる機能を提供するメディアゲートウェイホスティングサービス。</p> |
| <p>第5種メディアゲートウェイホスティングサービス</p> | <p>第5種メディアゲートウェイホスティング契約者の音声通信端末等（この機能に対応するため当社が推奨するもので、当社が指定するソフトウェアをインストールした端末設備を含みます。）と当社がIPデータ通信網サービス取扱所に設置したメディアゲートウェイホスティング装置と当社若しくは当社以</p> |

| | |
|--|--|
| | 外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を介して接続・連携させることにより、料金表 1 1 第5種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもので示す機能を提供するメディアゲートウェイホスティングサービス。 |
|--|--|

(IPデータ通信網サービスの品目等)

第5条 IPデータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目、通信又は保守の態様による細目があります。

(外国における取扱いの制限)

第5条の2 IPデータ通信網サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 IPデータ通信網サービスの提供区間等

(IPデータ通信網サービスの提供区間等)

第6条 当社のIPデータ通信網サービスは、別記1に定める提供区間等において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するIPデータ通信網サービス取扱所において、当社が別に定める相互接続点の所在場所等を閲覧に供します。
- 3 相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第4章 契約

第1節 閉域通信網サービスに係る契約

第7条 削除

(契約の単位)

第8条 当社は、1の閉域ポートとその閉域ポートに収容される1の契約者回線又は他社接続回線を1対のものとして契約を締結するものとし、その1対ごとに1の閉域通信網契約を締結します。この場合、閉域通信網契約者は、1の閉域通信網契約につき1人に限ります。

第9条 削除

(Ⅱ型契約者回線の終端)

第10条 当社は、IPデータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所において、配線盤等を設置し、これをⅡ型契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項のⅡ型契約者回線の終端に係る地点を定めるときは、閉域通信網契約者と協議します。

(他社接続回線との接続)

第11条 当社は、当社が指定する相互接続点を介して、他社接続回線とIPデータ通信網との接続を行います。

(閉域通信網契約申込の方法)

第12条 閉域通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 閉域通信網サービスの種類
- (2) 閉域通信網サービスの品目及び保守の態様による細目
- (3) 契約者回線又は他社接続回線に係る終端の場所
- (4) 所属する1又は複数の閉域通信網利用グループ（以下「所属閉域通信網利用グループ」といいます。）及び当該所属閉域通信網利用グループの代表者の承諾
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たに閉域通信網利用グループを設ける申込みであるときは、その閉域通信網利用グループの代表者を定め、その代表者の承諾を受けたうえで契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(閉域通信網契約申込の承諾)

第13条 当社は、閉域通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その閉域通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 所属閉域通信網利用グループの代表者の承諾がないとき。
- (2) 閉域通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 閉域通信網契約の申込みをした者が、閉域通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 閉域通信網契約の申込みをした者が、第41条（利用停止）第1項各号又は第3項

の規定のいずれかに該当し、I Pデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はI Pデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

- (5) 閉域通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他I Pデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前項の規定により、その閉域通信網契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(最低利用期間)

第14条 閉域通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、閉域通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 閉域通信網契約者は、前項の最低利用期間内に閉域通信網契約の解除、閉域通信網サービスの品目又は保守の態様による細目の変更又は他社接続回線に係る終端の場所の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第15条 閉域通信網契約者は、閉域通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(閉域通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(所属閉域通信網利用グループの変更)

第16条 閉域通信網契約者は、所属閉域通信網利用グループの変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(閉域通信網契約申込の方法)及び第13条(閉域通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第17条 当社は、閉域通信網契約者から請求があったときは、第12条(閉域通信網契約申込の方法)第1項第5号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(閉域通信網契約申込の承諾)の規定に

準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 18 条 閉域通信網契約者は、契約者回線の終端の場所について移転の請求をすることができます。

2 前項の請求により、その契約者回線について他の閉域ポートに収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前各項の場合において、当社は、第 13 条（閉域通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(他社接続回線との接続変更)

第 19 条 閉域通信網契約者は、他社接続回線に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は特定協定事業者に行うときは、その内容について I P データ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他社接続回線について他の相互接続点への接続の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前各項の場合において、当社は、第 13 条（閉域通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第 20 条 当社は、閉域通信網契約者から請求があったときは、閉域ポートの利用の一時中断（その閉域ポートを他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(閉域通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 21 条 閉域通信網契約者が閉域通信網契約に基づいて閉域通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(閉域通信網契約者が行う閉域通信網契約の解除)

第 22 条 閉域通信網契約者は、閉域通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う閉域通信網契約の解除)

第 23 条 当社は、第 41 条（利用停止）の規定により I P データ通信網サービスの利用を停止された閉域通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その閉域通信網契

約を解除することがあります。

- 2 当社は、閉域通信網契約者が第 41 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、I P データ通信網サービスの利用を停止しないでその閉域通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その閉域通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、閉域通信網契約者にそのことをお知らせします。

(協定事業者の契約の解除等に伴う閉域通信網契約の扱い)

第 24 条 当社は、閉域通信網契約者からその閉域通信網契約に係る他社接続回線について、協定事業者が定める契約約款等の規定による契約の解除、利用休止又は利用権（協定事業者と契約を締結した者がその契約に基づき、協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。）の譲渡があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その閉域通信網契約を解除します。

(その他の提供条件)

第 25 条 閉域通信網契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 2 節 削除

第 26 条から第 32 条まで 削除

第 3 節 オープン通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

- 第 33 条** 当社は、1 の占有型インターネットゲートウェイポートとその占有型インターネットゲートウェイポートに收容される 1 の II 型契約者回線を 1 対のものとして契約を締結するものとし、その 1 対ごとに 1 のオープン通信網契約を締結します。この場合、オープン通信網契約者は、1 のオープン通信網契約につき 1 人に限ります。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、第 2 種オープン通信網サービスに係る契約の場合は、1 の共有型インターネットゲートウェイポートごとに 1 のオープン通信網契約を締結します。この場合、オープン通信網契約者は、1 のオープン通信網契約につき 1 人に限ります。
 - 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、第 3 種オープン通信網サービスに係る契約の場合は、1 の契約者識別符号ごとに 1 のオープン通信網契約を締結します。この場合、オープン通信網契約者は、1 のオープン通信網契約につき 1 人に限ります。

(オープン通信網契約申込の方法)

第 34 条 オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) オープン通信網サービスの種類
- (2) オープン通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (3) D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (4) II 型契約者回線、D S L 回線又は光アクセス回線に係る終端の場所
- (5) D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限ります。)
- (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 オープン通信網契約の申込み (D S L 回線を使用する場合に限ります。) については、その通信について D S L 方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(オープン通信網契約申込の承諾)

第 35 条 当社は、オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのオープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) オープン通信網契約の申込みをした者が、D S L 回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一年とならないとき。
- (2) オープン通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) オープン通信網契約の申込みをした者がオープン通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その D S L 回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他の申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) オープン通信網契約の申込みをした者が、第 41 条 (利用停止) 第 1 項各号又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、I P データ通信網サービスの利用を停止されている、又は I P データ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) オープン通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) その他 I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第 1 種オープン通信網契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(最低利用期間)

第 36 条 オープン通信網サービスには、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 オープン通信網契約者は、前項の最低利用期間内にオープン通信網契約の解除又はオープン通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を支払っていただきます。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴うオープン通信網契約の扱い)

第 36 条の 2 当社は、オープン通信網契約者からそのオープン通信網契約に係る DSL 回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのオープン通信網契約を解除します。

2 前項に規定するほか、当社は、オープン通信網契約者とそのオープン通信網契約に係る DSL 回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、そのオープン通信網契約を解除することがあります。

(インターネット接続サービスの通信利用の制限)

第 36 条の 3 当社は、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童ポルノの流通を防止するために作成したアドレスリスト (同団体が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。) において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

2 前項は、当社の DNS サーバーを利用する場合に適用します。

(その他の提供条件)

第 37 条 契約者回線の終端、品目の変更、その他の契約内容の変更、契約者回線の移転、利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、オープン通信網契約者が行うオープン通信網契約の解除又は当社が行うオープン通信網契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、オープン通信網契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 4 節 音声通信サービスに係る契約

第 1 款 第 1 種音声通信サービスに係る契約

(契約の単位)

第 37 条の 2 当社は、1 の第 1 種音声通信契約申込ごとに 1 の第 1 種音声通信契約を締結します。この場合において、第 1 種音声通信契約者は、1 の第 1 種音声通信契約につき 1 人に限ります。

(他社接続契約者回線の収容)

第 37 条の 3 他社接続契約者回線は、当社が指定する電話サービス等取扱所の回線収容機能に収容します。

(第 1 種音声通信契約申込の方法)

第 37 条の 4 第 1 種音声通信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う IP データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) II 型契約者回線又は回線収容機能の品目
- (2) II 型契約者回線又は他社接続契約者回線に係る終端の場所
- (3) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (4) 契約者識別番号の数
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第 1 種音声通信契約申込の承諾)

第 37 条の 5 当社は、第 1 種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末（音声通信サービスを利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。）を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 1 種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) II 型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第 36 条の 5 第 1 項の規定に基づいて当社が音声通信サービスのために定める総合品質の基準であって、別記 9 の 5 に掲げるものをいいます。以下同じとします。）を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第 37 条の 11 の規定に基づいてアクセス回線共用化を行う場合であって、アクセス回線共用化を行う II 型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる通話（着信用直取電話サービスに係る着信通話とします。以下同じとします。）について、当社の電話サービス等契約約款に定める着信用直取電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社

が判断したとき。

- (4) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込みの内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (6) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、第41条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (7) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (8) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前項の規定により、その第1種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

（音声通信番号）

- 第37条の6** 当社は、1の契約者識別番号ごとに1の音声通信番号（電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を当社が別に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
 - 3 当社は、II型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
 - 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを第1種音声通信契約者に通知します。

（最低利用期間）

- 第37条の7** 第1種音声通信サービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第1種音声通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
 - 3 第1種音声通信契約者は、前項の最低利用期間内に第1種音声通信契約の解除、第1種音声通信サービスの品目の変更又はII型契約者回線に係る終端の場所の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者識別番号の数の変更)

第 37 条の 8 第 1 種音声通信契約者は、契約者識別番号の数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第37条の 5 (第 1 種音声通信契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(回線収容機能の変更)

第 37 条の 9 第 1 種音声通信契約者は、他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は協定事業者に行うときは、その内容について I P データ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他の I P データ通信網サービス取扱所の回線収容機能への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 当社は前項の場合において、当社は、第37条の 5 (第 1 種音声通信契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(発信番号通知)

第 37 条の 10 II 型契約者回線等から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち「1 8 4」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(アクセス回線共用化)

第 37 条の 11 第 1 種音声通信契約者は、アクセス回線共用化 (当社の電話サービス等契約約款に基づいて提供する着信用直収電話サービス (以下「着信用直収電話サービス」といいます。)) と 1 の II 型契約者回線又は他社接続契約者回線を共用して利用することをいいます。以下同じとします。) の請求をすることができます。

2 当社は、アクセス回線共用化を行う場合において、音声通信端末 (当社の電話サービス等契約約款に定めるところにより着信用直収電話サービスを利用するために付与された固定電話番号に係る契約者識別番号に対応するものに限り) を着信用直収電話サービスに係る通話端末 (着信用直収電話サービスを利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。) とみなして取り扱います。

- 3 第1種音声通信契約者は、前項に規定する通話端末を移転しようとするときは、あらかじめその旨をIPデータ通信網サービス等取扱所に届け出ていただきます。
- 4 当社は、第1種音声通信契約者からアクセス回線共用化を廃止する旨の届出があったときは、そのアクセス回線共用化を廃止します。
- 5 前項に規定するほか、当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、アクセス回線共用化を廃止します。
 - (1) アクセス回線共用化を行っている着信用直収電話サービスについて、契約の解除があった旨の届出があったとき、又はその事実を知ったとき。
 - (2) アクセス回線共用化に係るII型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる通話について、着信用直収電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- 6 第3項の届出があったときは、当社は、第37条の5（第1種音声通信契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

- 第37条の12** II型契約者回線の終端、品目の変更、その他の契約内容の変更、II型契約者回線の移転、利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、音声通信契約者が行う音声通信契約の解除、当社が行う音声通信契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第2款 第2種音声通信サービスに係る契約

（第2種音声通信契約申込をすることができる者の条件）

- 第37条の13** 第2種音声通信契約申込をすることができる者は、第2種音声通信サービスに関して当社と契約を締結している別に定める者の提供する電気通信サービスの契約者とします。

ただし、II型契約者回線等のうちメディアゲートウェイホスティング装置との接続、又は楽天モバイル通信に係る契約により第2種音声通信サービスを利用する場合には、この限りではありません。

（契約の単位）

- 第37条の14** 当社は、1の第2種音声通信契約申込ごとに1の第2種音声通信契約を締結します。この場合において、第2種音声通信契約者は、1の第2種音声通信契約につき1人に限ります。

(第2種音声通信契約申込の方法)

第37条の15 第2種音声通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の第2種音声通信契約の申込みは、オンラインサインアップにより行うこともできます。
- 3 第2種音声通信契約の申込み(DSL回線を使用する場合に限りです。)については、その通信についてDSL方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(第2種音声通信契約申込の承諾)

第37条の16 当社は、第2種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用すること、及び第2種音声通信契約申込をオンラインサインアップにより行う場合は音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いをクレジットカードによることを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) DSL回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、第41条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第2種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(音声通信番号)

第37条の17 当社は、1の契約者識別番号ごとに1の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

- 3 当社は、第2種音声通信契約に係るDSL回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを第2種音声通信契約者に通知します。

(契約事業者の契約の解除等に伴う第2種音声通信契約の扱い)

第37条の18 当社は、第2種音声通信契約者からその第2種音声通信契約に係るDSL回線又は光アクセス回線の利用について、契約事業者が定める契約約款等の規定による契約の解除、利用休止又は利用権(契約事業者と契約を締結した者がその契約に基づき、契約事業者の電気通信サービス等の提供を受ける権利をいいます。)の譲渡があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種音声通信契約を解除します。

- 2 当社は、契約事業者と締結している第2種音声通信サービスに関する契約について契約の解除があったときは、その契約事業者に係る当該電気通信サービス等の契約者について、その第2種音声通信契約を解除します。

ただし、II型契約者回線等のうちメディアゲートウェイホスティング装置との接続、又は楽天モバイル通信に係る契約により第2種音声通信サービスを利用する場合には、この限りではありません。

(その他の提供条件)

- 第37条の19** 契約者識別番号の数の変更及び発信番号通知に関する取扱いについては、第1種音声通信契約の場合に準ずるものとします。
- 2 利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第2種音声通信契約者が行う第2種音声通信契約の解除、当社が行う第2種音声通信契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。
 - 3 前項に規定するほか、第2種音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。
 - 4 楽天モバイル通信サービスに係る提供条件については、楽天モバイル通信サービス契約約款に定めるものとします。

第3款 第3種音声通信サービスに係る契約

(第3種音声通信契約申込をすることができる者の条件)

- 第37条の20** 第3種音声通信契約申込をすることができる者は、閉域通信網利用グループを代表する契約者又は第3種オープン通信網サービスの契約者としてします。

(契約の単位)

第 37 条の 21 当社は、1 の閉域通信網利用グループごとに、又は第 3 種オープン通信網サービスの契約者識別番号ごとに 1 の第 3 種音声通信契約を締結します。この場合において、第 3 種音声通信契約者は、1 の第 3 種音声通信契約につき 1 人に限ります。

(第 3 種音声通信契約申込の方法)

第 37 条の 22 第 3 種音声通信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第 3 種音声通信サービスの提供を受ける 1 の閉域通信網利用グループ (料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する I P S e c 終端機能の追加機能を介して第 3 種音声通信サービスの提供を受ける場合はその旨)、又は第 3 種オープン通信網サービス

(2) 契約者識別番号の数

(3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 第 3 種音声通信契約の申込み (D S L 回線を使用する場合に限ります。) については、その通信について D S L 方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(第 3 種音声通信契約申込の承諾)

第 37 条の 23 当社は、第 3 種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 3 種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 3 種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 第 3 種オープン通信網サービス又は音声通信ゲートウェイ機能に係る II 型契約者回線、他社接続回線、D S L 回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。

(3) 第 3 種音声通信契約の申込みをした者が、I P データ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第 3 種音声通信契約の申込みをした者が、第 41 条 (利用停止) 第 1 項各号又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、I P データ通信網サービスの利用を停止されている、又は I P データ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 3 種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) その他 I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第 3 種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(音声通信番号)

第 37 条の 24 当社は、1 の契約者識別番号ごとに 1 の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、第 3 種オープン通信網サービス又は音声通信ゲートウェイ機能に係る II 型契約者回線、他社接続回線、DSL 回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

4 前 2 項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを第 3 種音声通信契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 37 条の 25 契約者識別番号の数の変更及び発信番号通知に関する取扱いについては、第 1 種音声通信契約の場合に準ずるものとします。

2 利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第 3 種音声通信契約者が行う第 3 種音声通信契約の解除、当社が行う第 3 種音声通信契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。

3 前項に規定するほか、第 3 種音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 4 款 第 4 種音声通信サービスに係る契約

(第 4 種音声通信サービス区域)

第 37 条の 26 当社は、別記 1 の (2) に定める提供区域において提供します。

(契約の単位)

第 37 条の 27 当社は、1 の DSL 回線ごとに 1 の第 4 種音声通信契約を締結します。この場合において、第 4 種音声通信契約者は、1 の第 4 種音声通信契約につき 1 人に限ります。

(第 4 種音声通信契約申込の方法)

第 37 条の 28 第 4 種音声通信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社所定の契約申込書を、契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) D S L 回線に係る終端の場所
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 第 4 種音声通信契約の申込みについては、その通信について D S L 方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(第 4 種音声通信契約申込の承諾)

第 37 条の 29 当社は、第 4 種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 4 種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 4 種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) D S L 回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第 4 種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) D S L 回線に係る相互接続に関し、その D S L 回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他の申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第 4 種音声通信契約の申込みをした者が、第 41 条（利用停止）第 1 項各号又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、I P データ通信網サービスの利用を停止されている、又は I P データ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 第 4 種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) その他 I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第 4 種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(音声通信番号)

第 37 条の 30 当社は、1 の契約者識別番号ごとに 1 の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

- 3 当社は、第4種音声通信契約に係るDSL回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを第4種音声通信契約者に通知します。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種音声通信契約の扱い)

第37条の31 当社は、特定協定事業者のDSL等接続専用サービスに係る電気通信回線について、特定協定事業者が定める契約約款等の規定による契約の解除、利用休止又は利用権（特定協定事業者と契約を締結した者がその契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。）の譲渡があった旨の届出があったとき又は当社がその事実を知ったときは、その第4種音声通信契約を解除します。

(その他の提供条件)

- 第37条の32** DSL回線の接続変更又は発信番号通知に関する取扱いについては、第1種音声通信契約の場合に準ずるものとします。
- 2 その他の契約内容の変更、利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第4種音声通信契約者が行う第4種音声通信契約の解除、当社が行う第4種音声通信契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。
 - 3 前項に規定するほか、第4種音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5節 メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

第1款 第1種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

(第1種メディアゲートウェイホスティング契約の締結)

第37条の33 音声通信契約者（当社が提供するクライアントソフトがインストールされたパソコンと連携する自営端末設備又は当社が別に定めるクライアントソフトがインストールされた特定の自営端末設備を利用するものに限ります。以下この款において同じとします）は、当社と第1種メディアゲートウェイホスティング契約を締結したことになります。

(音声通信契約の解除に伴う第1種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い)

第37条の34 音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第1種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したことになります。

(その他の提供条件)

第 37 条の 35 権利の譲渡の禁止に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。

第 2 款 第 2 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約
(第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)

第 37 条の 36 第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者は、音声通信契約者としてします。

(契約の単位)

第 37 条の 37 当社は、1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに 1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約につき 1 人に限ります。

(第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)

第 37 条の 38 第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) メディアゲートウェイホスティング装置に登録する携帯自動車電話設備若しくは P H S 設備の電話番号及び音声通信契約に係る音声通信番号 (携帯自動車電話設備又は P H S 設備の全ての電話番号は、それぞれ異なる音声通信番号に対応しているものとします。)

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)

第 37 条の 39 当社は、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 2 種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) メディアゲートウェイホスティング装置に登録する携帯自動車電話設備又は P H S 設備の全ての電話番号がそれぞれ異なる音声通信番号に対応してないとき。

(3) 第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第41条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(登録内容の変更)

第37条の40 第2種メディアゲートウェイホスティング契約者は、メディアゲートウェイホスティング装置に登録されている携帯自動車電話設備若しくはPHS設備の電話番号又は音声通信契約に係る音声通信番号について登録の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第37条の39(第2種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(発信番号通知)

第37条の41 メディアゲートウェイホスティング装置から直加入電話等設備等への通信については、第2種メディアゲートウェイホスティング契約者が指定した携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号に対応してあらかじめ登録されている音声通信番号を着信先へ通知します。

ただし、その携帯自動車電話設備又はPHS設備から、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(音声通信契約の解除に伴う第2種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い)

第37条の42 音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第2種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したこととなります。

(その他の提供条件)

第37条の43 権利の譲渡の禁止、第2種メディアゲートウェイホスティング契約者が行

う第2種メディアゲートウェイホスティング契約の解除、当社が行う第2種メディアゲートウェイホスティング契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第3款 削除

第37条の44から第37条の49まで 削除

第4款 第4種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

(第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)

第37条の50 第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者は、音声通信契約をしている者としてします。

(契約の単位)

第37条の51 当社は、1の音声通信番号に係る1の申込ごとに1の第4種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1の第4種メディアゲートウェイホスティング契約につき1人に限ります。

(第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)

第37条の52 第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、当社が指定する方法により行っていただきます。

(第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)

第37条の53 当社は、第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第37条の50(第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)の条件に適合しないとき。
- (2) 第4種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) その他第4種メディアゲートウェイホスティングサービスに関する当社の業務の

遂行上著しい支障があるとき。

(音声通信契約の解除に伴う第4種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い)

第37条の54 音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第4種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したこととなります。

(その他の提供条件)

第37条の55 権利の譲渡の禁止、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う第4種メディアゲートウェイホスティング契約の解除、当社が行う第4種メディアゲートウェイホスティング契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第4種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5款 第5種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

(第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)

第37条の56 第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者は、音声通信契約をしている者とします。

(契約の単位)

第37条の56 当社は、1の内線番号に係る1の申込ごとに1の第5種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第5種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1の第5種メディアゲートウェイホスティング契約につき1人に限ります。

(第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)

第37条の57 第5種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、当社が指定する方法により行っていただきます。

(第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)

第37条の58 当社は、第5種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末等を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第5種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第37条の

- 56（第5種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件）の条件に適合しないとき。
- （2）第5種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- （3）その他第5種メディアゲートウェイホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（音声通信契約の解除に伴う第5種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い）

第37条の59 音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第5種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したこととなります。

（その他の提供条件）

第37条の60 権利の譲渡の禁止、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う第5種メディアゲートウェイホスティング契約の解除、当社が行う第5種メディアゲートウェイホスティング契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第5種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第38条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （2）付加機能の提供を請求した契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- （3）付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- （4）付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のIPデータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 39 条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、契約事務を行う IP データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合は、次に該当する場合を除き、その請求を承諾しません。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(1) その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社、当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限される時。

(2) その接続に係る電気通信回線を介して行われる音声通信について総合品質を維持することが困難であると当社が判断するとき（音声通信サービスを利用する場合に限ります。）。

第 7 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第 40 条 当社は、次の場合には、その IP データ通信網サービスの利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第 6 条（IP データ通信網サービスの提供区間等）第 3 項の規定により、相互接続点の所在場所等を変更するとき。

(3) 第 43 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により IP データ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その IP データ通信網サービスの料金その他の債務（この約款及び料金表の規定により、支払いを要することとなった IP データ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その IP データ通信網サービスの一部変更又は全部の利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務（他社接続回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 57 条（利用に係る契約者の義務）又は第 59 条の 2（利用上の制限）の規定に違反したとき。
 - (3) 契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (5) 音声通信サービスに係るⅡ型契約者回線等を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難になったとき。
 - (6) 第37条の11（アクセス回線共用化）に規定するアクセス回線共用化を行う場合であって、そのⅡ型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる通話について、着信用直収電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。
 - (7) 第 37 条の 11 の規定に違反して、あらかじめ当社の承諾を得ずに通話端末を移転したとき。
 - (8) 第 48 条の 2（保証金）に規定する保証金を預け入れなかったとき。
 - (9) 前 8 号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、IP データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、IP データ通信網サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。
 - 3 当社は、当社と複数の IP データ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての IP データ通信網契約に係る IP データ通信網サービスの利用を停止することがあります。

（接続休止）

第 42 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の第 1 種電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の IP データ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、その IP データ通信網サービスについて接続休止（その IP データ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのIPデータ通信網サービスについて、契約者からのIPデータ通信網サービスの利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、IPデータ通信網サービスの接続休止しようとするときは、あらかじめその契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第8章 通信

(通信利用の制限等)

第43条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線、他社接続回線又は他社接続契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

| 機 関 名 |
|-------------------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。) |
| 防衛機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信の確保に直接関係がある機関 |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関 |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関 |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 別記10の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| 国又は地方公共団体の機関 |

2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信が着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第 43 条の 2 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

(他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線による制約)

第 44 条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線を使用することができない場合においては、IPデータ通信網サービスを利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第 44 条の 3 音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第 1 表(料金)に定めるところによります。

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 45 条 当社が提供する IP データ通信網サービスの料金は、使用料、利用料及びユニバーサルサービス料及び再請求書発行手数料とし、料金表第 1 表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する IP データ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第 2 表(工事に関する費用)に定めるところによります。

第 2 節 料金等の支払義務

(使用料の支払義務)

第 46 条 契約者は、その契約に基づいて当社が IP データ通信網サービスの提供を開始した日(契約者回線、回線収容機能、音声通信番号、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、IP データ通信網契約の解除があった日(契約者回線、回線収容機能、音声通信番号、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング

装置、付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する使用料(IPデータ通信網サービスの料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIPデータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、IPデータ通信網サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 契約者の責めによらない理由により、そのIPデータ通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIPデータ通信網サービスについての料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりそのIPデータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIPデータ通信網サービスについての料金 |
| 3 契約者回線の移転、回線収容機能の変更又は他社接続回線、DSL回線、若しくは光アクセス回線の接続変更に伴って、IPデータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりIPデータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。) | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日に対応するそのIPデータ通信網サービスについての料金 |
| 4 IPデータ通信網サービスの接続休 | 接続休止をした日から起算し、再び利用で |

| | |
|---------|---|
| 止をしたとき。 | きる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P データ通信網サービスについての料金 |
|---------|---|

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 46 条の 2 契約者は、第 37 条の 6 (音声通信番号)、第 37 条の 17 (音声通信番号)、第 37 条の 24 (音声通信番号)、第 37 条の 30 (音声通信番号) の規定のより当社が定めた電気通信番号並びに料金表第 1 表第 3 (付加機能使用料) に規定する付加機能 (当社が別に定めるものに限ります。) に当社が定めた電気通信番号について、料金表第 1 表第 4 (ユニバーサルサービス料) に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 利用の一時中断等により I P データ通信サービスを利用することができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。

3 協定事業者の契約約款等の規定による利用の一時中断等により、他社相互接続通信を行うことができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(利用料の支払義務)

第 46 条の 3 契約者は、次の音声通信について、当社が測定した通信時間 (契約者以外の者がその契約者に係る契約者識別符号等及び暗証符号を送信した場合の接続に係る通信時間を含みます。) と料金表の規定に基づいて算定した利用料 (I P データ通信網サービスの料金のうち従量料金であるものをいいます。以下同じとします。) の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った音声通信に関する料金について、料金表第 1 表第 1 (使用料及び利用料) 及び第 2 (付加機能に係る使用料) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

| 区分 | 支払いを要するもの |
|---|---|
| 1 音声通信サービスに係る II 型契約者回線等から行った音声通信 (その II 型契約者回線等に係る音声通信契約者又は第 1 種メディアゲートウェイホスティング契約者以外の者が行った通信を含みます。) | その II 型契約者回線等に係る音声通信契約者又は第 1 種メディアゲートウェイホスティング契約者 |
| 2 第 2 種メディアゲートウェイホステ | そのメディアゲートウェイホスティング |

| | |
|--|------------------------------------|
| <p>リングサービスに係る携帯自動車電話設備又はPHS設備からメディアゲートウェイホスティング装置を介して着信先へ行った音声通信</p> | <p>装置に係る第2種メディアゲートウェイホスティング契約者</p> |
|--|------------------------------------|

2 契約者は、音声通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第47条 IPデータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(Ⅱ型契約者回線等変更時の取り扱い)

第47の2 契約者は、当社の承諾を得ずに着信課金機能にかかるⅡ型契約者回線等を変更した場合、それにより発生した料金およびその他の責務の支払いを要します。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第48条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第3節の2 保証金

(保証金)

第48条の2 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのIPデータ通信網サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

- (1) IPデータ通信網サービス契約の締結を行った者

(2) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者

(3) IPデータ通信網サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれのある者

2 保証金の額は、月間の予想料金の額に応じて当社が別に定める額とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

5 当社は、IPデータ通信網サービス契約の解除等保証金を預け入れた事由が解消した場合には、保証金をその契約者に返還します。この場合において、その契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額があるときは、返還する保証金をその支払うべき金額に充当します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第49条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第50条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持していただきます。

2 契約者（音声通信契約者に限ります。）は、当社が別に定めるところに従い、総合品質を維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 52 条 契約者は I P データ通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、I P データ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 53 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 43 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----|--|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 10 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの |

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 54 条 当社は、I P データ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。ただし、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいう。）より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。）は、その I P データ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合又はDSL方式に起因する事象によりその I P データ通信網サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、I P データ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P データ通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第 1 表（料金）に規定する使用料

(2) 料金表第 1 表に規定する利用料（I P データ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均の利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により I P データ通信網サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

(注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I P データ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における 1 日あたりの平均の通信に関する料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 55 条 当社は、I P データ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（I P データ通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 12 章 雑 則

(承諾の限界)

第 56 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 57 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が I P データ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P データ通信網

- 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が I P データ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で I P データ通信網サービスを利用しないこと。別記 3 の 2 に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等及び暗証符号を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

(契約者から契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第 58 条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

(I P データ通信網サービスの技術的事項)

第 59 条 I P データ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(利用上の制限)

第 59 条の 2 契約者は、コールバックサービス（本邦から外国へ発信する通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行ってはなりません。

| 方式 | 概要 |
|--------------|---|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサープレッション方式 | その提供に際して、当社が音声通信サービスに係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 |

(利用限度額)

第 59 条の 3 当社は、契約者が当社に支払うべき料金等の累積額について、以下のいずれかに該当する場合は、限度額（以下「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

(1) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者

(2) I P データ通信網サービスに係る料金その他の費用の支払を怠り、又は怠るおそれのある者

(3) 第 48 条の 2（保証金）の規定により保証金を預け入れている場合であって、月間の予想料金の額よりも著しく利用が増加又は増加することが予想される者

2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4 当社は、第 1 項に定める料金等の累積額が利用限度額を超えたときは、その契約者に係る I P データ通信網サービスの提供を行わないことがあります。

5 契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第 46 条の 3（利用料の支払義務）の規定の適用を免れないものとします。

6 第 1 項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは、契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

(契約者からの通知)

第 60 条 契約者は、他社接続回線、D S L 回線、光アクセス回線又は他社接続契約者回線について、第 12 条（閉域通信網契約申込の方法）、第 34 条（オープン通信網契約申込の方法）、第 37 条の 4（第 1 種音声通信契約申込の方法）、第 37 条の 15（第 2 種音声通信契約申込の方法）又は第 37 条の 21（第 3 種音声通信契約申込の方法）に規定する事項、利用休止、利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

(1) 他社接続回線、D S L 回線又は他社接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継

(2) 他社接続回線、D S L 回線又は他社接続契約者回線に係る契約の解除

(契約者の氏名等の通知)

第 61 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と I P データ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第 62 条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の IP データ通信網サービスにかかる業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が、協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する扱いを廃止します。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める協定事業者は、別記 1 の 2 に規定する特定協定事業者とします。

(法令に規定する事項)

第 63 条 IP データ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 8 の 2 に定めるところによります。

(閲覧)

第 64 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 13 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 65 条 IP データ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 9 の 2、9 の 3 又は 9 の 6 に定めるところによります。

別記

1 IPデータ通信網サービスの提供区間等

- (1) 当社のIPデータ通信網サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。
- ア 契約者回線の終端相互間
 - イ 契約者回線の終端と相互接続点との間
 - ウ 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
 - エ 契約者回線の終端又は相互接続点と接続点（当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。）又は当社が必要により設置する電気通信設備との間
- (2) 第4種音声通信サービスのDSL回線の終端とすることができる場所は、次に掲げる提供区域内とします。

| 提供区域 |
|--|
| 北海道の一部、青森県の一部、岩手県の一部、秋田県の一部、宮城県の一部、山形県の一部、福島県の一部、群馬県の一部、栃木県の一部、茨城県の一部、埼玉県の一部、千葉県の一部、東京都の一部、神奈川県の一部、山梨県の一部、静岡県の一部、長野県の一部、新潟県の一部、富山県の一部、岐阜県の一部、石川県の一部、福井県の一部、愛知県の一部、三重県の一部、和歌山県の一部、滋賀県の一部、奈良県の一部、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、岡山県の一部、広島県の一部、鳥取県の一部、島根県の一部、山口県の一部、香川県の一部、徳島県の一部、愛媛県の一部、高知県の一部、福岡県の一部、大分県の一部、長崎県の一部、佐賀県の一部、熊本県の一部、宮崎県の一部、鹿児島県の一部又は沖縄県の一部 |

1の2 特定協定事業者

- (1) 他社接続回線、DSL回線又は光アクセス回線に係るもの

| |
|--|
| 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 東京電力株式会社 KDDI株式会社 |
|--|

- (2) DSL回線に係るもの

| |
|-------------|
| イー・アクセス株式会社 |
|-------------|

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社

に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

3の2 IPデータ通信網サービスにおける禁止事項

契約者はIPデータ通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) IPデータ通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすましてIPデータ通信網サービスを利用する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) から(11) 削除
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) 削除
- (14) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (15) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (16) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他

人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為

(17) 削除

(18) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

(1) 契約者回線、他社接続回線又はDSL回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線、他社接続回線又はDSL回線その他の電気通信設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線その他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社がIPデータ通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、契約者回線、他社接続回線又はDSL回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術的号認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準

等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定め

る場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8の2 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

8の3 当社が行う自営端末設備等の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者回線等を経由して契約者が設置した自営端末設備若しくは自営電気通信設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

9 契約者に係る情報の利用

(1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又はIPデータ通信網サービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

ア 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）

イ 当社サービスに利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務

ウ 課金計算に係る業務

エ 料金請求に係る業務

- オ 利用停止及び契約解除に係る業務
- カ 工事、保守又は障害対応などの取扱業務
- キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
- ク 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
- ケ 市場調査及びその分析に係る業務
- コ その他当社の営業に関する通知
- サ 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対して契約者に係る個人情報を提供すること。

(2) 当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。以下同じとします）第 23 条第 4 項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、契約者に係る情報を（1）のア～コに定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。

(3) 当社の情報セキュリティ全社管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。

(4) 契約者は（1）～（3）に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号、以下同じとします）第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいいます。

当社は同ポリシーをホームページにおいて公表します。

9の2 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、契約者（第 2 種オープン通信網サービス又は第 3 種オープン通信網サービスの契約者に限ります。以下（3）まで同じとします。）から請求があったときは、その契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にその IP データ通信網契約に係る IP アドレス又はドメイン名の割当て若しくは返却又はその IP データ通信網契約に係る JPNIC データベースの登録若しくは変更の申請手続等を行います。この場合、契約者は、JPNIC に対し支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

(2) (1) の場合、契約者は料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料を支払っていただきます。

(3) 契約者は、ドメイン名（その IP データ通信網契約に係るもの（当社が別に定める

ものを除きます。)に限ります。)を利用している場合は、料金表第3表に規定する料金を支払っていただきます。

9の3 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IPデータ通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

9の4 特定協定事業者の電気通信サービスの契約

(1) 他社接続回線に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種別等 | 契約約款の名称 |
|-------------|----------------------------------|------------|
| 東日本電信電話株式会社 | 専用契約又は臨時専用契約(高速デジタル伝送サービスに限ります。) | 専用サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | 専用契約又は臨時専用契約(高速デジタル伝送サービスに限ります。) | 専用サービス契約約款 |

(2) 削除

(3) DSL回線に係るもの

ア 1の2の(1)に規定する特定協定事業者のみに係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種別等 | 契約約款の名称 |
|-------------|---------------------------|---------------|
| 東日本電信電話株式会社 | IP通信網契約(メニュー4に係るものに限ります。) | IP通信網サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | IP通信網契約(メニュー4に係るものに限ります。) | IP通信網サービス契約約款 |

イ 削除

ウ 1の2の(1)に規定する特定協定事業者のみに係るもの(第4種音声通信サービスに係るもの)

| 事業者の名称 | 契約の種別等 | 契約約款の名称 |
|-------------|--|------------|
| 東日本電信電話株式会社 | 専用契約(DSL等接続専用サービスにおける利用回線型サービス(メニュー1を除きます。))に係るものに限ります。) | 専用サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | 専用契約(DSL等接続専用サービスにおける利用回線型サ | 専用サービス契約約款 |

| | | |
|--|---------------------------|--|
| | ービス（メニュー1を除きます。）に係るものに限りま | |
|--|---------------------------|--|

(4) 光アクセス回線に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種別等 | 契約約款の名称 |
|-------------|--------------------------|-----------------|
| 東日本電信電話株式会社 | I P 通信網契約（メニュー5に係るものに限りま | I P 通信網サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | I P 通信網契約（メニュー5に係るものに限りま | I P 通信網サービス契約約款 |

9の5 総合品質の基準

当社が定める音声通信サービスに係る音声通信の総合品質の基準は、次のとおりとします。ただし、当該値を算出できる確率が0.95以上でなければなりません。

| 区分 | 基準値 |
|------------------------------|-----------|
| ITU-TG. 107 勧告における総合音声伝送品質の値 | 51 以上 |
| G. 114 勧告における端末設備相互間の平均遅延の値 | 399 ミリ秒以下 |

9の6 料金明細内訳書の送付

(1) 当社は、料金明細内訳を記録している音声通信サービス等（当社が別に定めるものを除きます。）について、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金明細内訳書を送付します。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）3（料金明細内訳書の送付手数料）に規定する料金明細内訳書の送付手数料の支払いを要します。

(注) 9の6の(1)に規定する当社が別定めるものは、メディアゲートウェイホスティングサービスにおいて、メディアゲートウェイホスティング装置と発信者の間の通信（そのメディアゲートウェイホスティング契約者に係る音声通信番号により行われた通信に限ります。）とします。

10 新聞社等の基準

| 区分 | 基準 |
|---------|---|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受 |

| | |
|-------|---|
| | けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

料金表

通則

(料金額の表示)

- 1 IPデータ通信網契約に係る料金額の表示は税抜額（消費税相当額加算しない額をいいます。以下同じとします）と税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）を表示します。ただし、税込額又は税込の表示がない場合は税抜額を示します。

(使用料等の設定)

- 2 IPデータ通信網契約に係る使用料（3から4の4に規定するものを除きます。）及び利用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。

ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

- 3 オープン通信網契約に係る使用料（DSL回線（料金表第1表（料金）に規定するタイプ2のカテゴリー1に係るものに限り、以下3の規定において同じとします。）又は光アクセス回線を使用して提供する第3種オープン通信網サービスに係るものに限り、以下3の規定において同じとします。）については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（DSL回線又は光アクセス回線から当社が別に定める特定協定事業者に係る相互接続点までの区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。

(注) 3に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

4 削除

- 4の2 第1種音声通信契約に係る使用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（他社接続契約者回線の区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。

- 4の3 第2種音声通信契約又は第3種音声通信契約に係る使用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（DSL回線又は光アクセス回線から当社が別に定める特定協定事業者に係る相互接続点までの区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。

(注) 4の3に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

- 4の4 第4種音声通信契約に係る使用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（DSL回線のうち特定協定事業者が提供するDSL等接続専用サービスに係る電気通信回線の区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。

(料金の計算方法等)

- 5 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 6 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。ユニバーサルサービス料を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 料金月の初日以外の日により I P データ通信網サービスの提供の開始（音声通信番号、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により I P データ通信網契約の解除（音声通信番号、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 料金月の初日に I P データ通信網サービスの提供の開始（音声通信番号、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（音声通信番号、音声通信ゲートウェイ機能、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日により I P データ通信網サービスの品目の変更又は他社接続回線の接続変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第 46 条（使用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- (1) 8 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 7 6 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 46 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、5 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 10 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(再請求書発行手数料)

- 10の2 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、料金表第1表第5（再請求書発行手数料）に規定する手数料を支払っていただきます。
- 11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の繰越払い)

- 11の2 当社は、音声通信契約者の1料金月の支払額（この約款で定める料金又は工事に関する費用とします。以下11の2の規定において同じとします。）が税込0円超え3,000円以下の場合、当社が別に定める場合を除いて、その料金月と翌料金月の支払額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- ただし、この場合、その1の料金月及び翌料金月の支払額を合計しても税込3,000円以下であったときは（翌料金月が0円の場合も含みます。）、その1の料金月、翌料金月と翌々料金月（翌々料金月が0円の場合も含みます。）の支払額を、当社が別に指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、11の2の規定によるほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注) 13に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 14 第46条（使用料の支払義務）から第47条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する税抜額に消費税を加算した額とします。
- ただし、音声通信サービスにおける外国への音声通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P データ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 使用料（付加機能及び端末設備に係るものを除きます。）及び利用料

1 閉域通信網契約に係るもの

1-1 適用

| 区 分 | 内 容 | | |
|--|----------------------------------|---|------------------------------|
| (1) 品目 | 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 | | |
| | ア 第2種閉域通信網サービスに係る品目 | | |
| | 品 目 | 内 容 | |
| | 閉域ポート | 64kb/s, 128kb/s, 256kb/s, 0.5Mb/s, 1Mb/s, 1.5Mb/s 及び 2Mb/s から 1Mb/s ごとに 49Mb/s まで | 料金表別表1に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの |
| | II型契約者回線 | 10Mb/s | 10.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | | 100Mb/s | 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | イ 第3種閉域通信網サービスに係る品目 | | |
| | 品 目 | 内 容 | |
| | 閉域ポート | 64kb/s, 128kb/s, 256kb/s, 0.5Mb/s, 1Mb/s 及び 1.5Mb/s | 料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの |
| | 他社接続回線 | 64kb/s | 64キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| 128kb/s | | 128キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの | |
| 1.5Mb/s | | 1.5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | |
| 備考 | | | |
| 1 他社接続回線の品目は、特定協定事業者の契約約款等に規定する高速デジタル伝送サービス（保守の態様による細目についてサービスクラスによる区別が通常クラス及びエコノミークラスのもの（保守の区別がタイプ1及びタイプ2のもの））に係るものとしません。 | | | |

2 次に掲げるものについては、特定協定事業者の専用サービスに関する契約約款等の規定に準じて取り扱います。

- (1) 品目に係る料金の適用
- (2) 細目に係る料金の適用
- (3) 収容区域の設定
- (4) 回線距離の測定
- (5) 回線距離測定局の変更があった場合及び復旧等に伴い他社接続回線の経路を変更した場合における料金の適用

3 当社は、他社接続回線が特定協定事業者の契約約款等に規定する1.5Mb/s品目のエコノミークラスのものであって、その契約の区分がプラン1のものときは、第3種閉域通信網サービスを提供しません。

4 第3種閉域通信網サービスの品目には、次の分類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

ただし、分類Bについては、他社接続回線がエコノミークラスのものに限り提供します。

| 区分 | 内容 |
|-----|----------------------------|
| 分類A | 閉域ポートの品目と他社接続回線の品目が同一となるもの |
| 分類B | 閉域ポートの品目と他社接続回線の品目が異なるもの |

- 2 (ア) の表において「速度保証型」とは、網が通常状態にある場合に、閉域通信網契約者が指定する上限伝送速度（閉域通信網契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものとします。
- 3 (ア) の表において「速度一部保証型」とは、網が通常状態にある場合に、閉域通信網契約者が指定する最低伝送速度（閉域通信網契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に閉域通信網契約者が別に指定する上限伝送速度による通信が可能であるものとします。
- 4 閉域ポートの品目は、他社接続回線の品目に応じて当社が設定します。

(イ) プラン2に係るもの

| 他社接続回線の種別 | 他社接続回線の品目 | 内容 |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 10Mb/s | 0.5Mb/s | 0.5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 1Mb/s | 1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 2Mb/s | 2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 3Mb/s | 3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 4Mb/s | 4メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 5Mb/s | 5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 10Mb/s | 10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| 100Mb/s | 10Mb/s | 10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 20Mb/s | 20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 30Mb/s | 30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 40Mb/s | 40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 50Mb/s | 50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| | 100Mb/s | 100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |

備考

- 1 プラン2に係る提供条件については、当社が別に定める電気通信事業者の契約約款等に規定するイーサアクセスサービスに準じて取り扱います。

| | <p>2 閉域通信網契約者が利用する他社接続回線については、当社が指定するものとしします。</p> <p>3 閉域ポートの品目は、他社接続回線の品目に応じて当社が設定します。</p> | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----|--|-----------|---------------|-------------------|--------------|---------|------------------|
| (2)使用料の適用 | <p>ア 第2種閉域通信網サービスの使用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>イ 第3種閉域通信網サービスの使用料は、基本額、アクセス回線料及びアクセス回線料の加算額を合算して適用します。</p> <p>ただし、分類Aに係るものについては、基本額及びアクセス回線料の加算額を合算して適用します。</p> <p>ウ 第4種閉域通信網サービスの使用料は、品目及び利用条件等に応じて、当社が個別に算定するものとしします。</p> | | | | | | | | |
| (3)アクセス回線料等の減額適用 | <p>第3種閉域通信網サービスにおける分類Aに係る基本額及び分類Bに係るアクセス回線料については、1-2-2(1)のa(分類Aに係るもの)及び1-2-2(2)(アクセス回線料)に規定する額から引込線1回線ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="456 1041 1326 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: right;">月額</th> </tr> <tr> <th>他社接続回線の品目</th> <th>減額となる料金額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s 又は 128kb/s</td> <td>70 円(73.5 円)</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>2,000 円(2,100 円)</td> </tr> </tbody> </table> | 月額 | | 他社接続回線の品目 | 減額となる料金額(税込額) | 64kb/s 又は 128kb/s | 70 円(73.5 円) | 1.5Mb/s | 2,000 円(2,100 円) |
| 月額 | | | | | | | | | |
| 他社接続回線の品目 | 減額となる料金額(税込額) | | | | | | | | |
| 64kb/s 又は 128kb/s | 70 円(73.5 円) | | | | | | | | |
| 1.5Mb/s | 2,000 円(2,100 円) | | | | | | | | |
| (4)最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用 | <p>ア 閉域通信網サービスについては、他社接続回線が異経路になるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、閉域通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間としします。</p> <p>ウ 閉域通信網契約者は、最低利用期間内に閉域通信網契約の解除があった場合は、第46条(使用料の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず残余の期間に対応する使用料(アクセス回線料の加算額を除きます。以下この欄において同じとしします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> | | | | | | | | |

エ 閉域通信網契約者は、最低利用期間内に閉域通信網サービスの品目若しくは分類の変更又は他社接続回線に係る保守の態様による細目の変更若しくは終端の場所の変更（以下（４）欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、変更前の使用料の額から変更後の使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

オ エの場合に、品目等の変更（他社接続回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時にその契約者回線又は他社接続回線に係る終端場所において、閉域通信網サービスに係る契約者回線若しくは他社接続回線の新設又は閉域通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の閉域通信網サービスの使用料を合算して行います。

1-2 料金額

1-2-1 第2種閉域通信網サービスに係る使用料

(1) 基本額

1 閉域ポートごとに月額

| 閉域ポートの品目 | 料金額（税込額） |
|------------------------|--|
| 64kb/s | 9,000 円(9,450 円) |
| 128 kb/s | 11,000 円(11,550 円) |
| 256 kb/s | 25,000 円(26,250 円) |
| 0.5 Mb/s | 50,000 円(52,500 円) |
| 1Mb/s | 70,000 円(73,500 円) |
| 1.5 Mb/s | 90,000 円(94,500 円) |
| 2Mb/s | 100,000 円(105,000 円) |
| 2Mb/s を超え 49Mb/s までのもの | 100,000 円(105,000 円)に2Mb/sを超える1Mb/sごとに20,000 円(21,000 円)を加算した額 |

(2) アクセス回線料

1 の契約者回線ごとに月額

| 区 分 | 料金額（税込額） |
|-------------------------------------|--------------------|
| II 型契約者回線の品目が 10Mb/s 又は 100Mb/s のもの | 20,000 円(21,000 円) |

1-2-2 第3種閉域通信網サービスに係る使用料

(1) 基本額

a 分類Aに係るもの

(a) 閉域ポート及び他社接続回線の品目が 64kb/s のもの

1 の契約ごとに月額

| 回線距離区分 | | 料金額 (税込額) | | |
|-----------------------------------|-------------|--|--|--|
| | | 通常クラス | エコノミークラス | |
| | | | タイプ 1 | タイプ 2 |
| その他社接続回線の回線距離測定局が、同一の単位料金区域内にあるもの | | 60,000 円 (63,000 円) | 24,000 円 (25,200 円) | 25,000 円 (26,250 円) |
| 上記以外 | 30 km までのもの | 62,500 円 (65,625 円) | 26,500 円 (27,825 円) | 27,500 円 (28,350 円) |
| | 30 km 超 | 62,500 円 (65,625 円) に 30 km を超える 30 km までごとに 2,500 円 (2,625 円) を加算した額 | 26,500 円 (27,825 円) に 30 km を超える 30 km までごとに 2,500 円 (2,625 円) を加算した額 | 27,500 円 (28,875 円) に 30 km を超える 30 km までごとに 2,500 円 (2,625 円) を加算した額 |

(b) 閉域ポート及び他社接続回線の品目が 128kb/s のもの

1 の契約ごとに月額

| 回線距離区分 | | 料金額 (税込額) | | |
|-----------------------------------|-------------|--|--|--|
| | | 通常クラス | エコノミークラス | |
| | | | タイプ 1 | タイプ 2 |
| その他社接続回線の回線距離測定局が、同一の単位料金区域内にあるもの | | 74,000 円 (77,700 円) | 32,000 円 (33,600 円) | 33,000 円 (34,650 円) |
| 上記以外 | 30 km までのもの | 78,500 円 (82,425 円) | 36,500 円 (38,325 円) | 37,500 円 (39,375 円) |
| | 30 km 超 | 78,500 円 (82,425 円) に 30 km を超える 30 km までごとに 4,500 円 (4,725 円) を加算した額 | 36,500 円 (38,325 円) に 30 km を超える 30 km までごとに 4,500 円 (4,725 円) を加算した額 | 37,500 円 (39,375 円) に 30 km を超える 30 km までごとに 4,500 円 (4,725 円) を加算した額 |

(c) 閉域ポート及び他社接続回線の品目が1.5Mb/sのもの

1の契約ごとに月額

| 回線距離区分 | | 料金額(税込額) | | |
|-----------------------------------|-----------|--|--|--|
| | | 通常クラス | エコノミークラス | |
| | | | タイプ1 | タイプ2 |
| その他社接続回線の回線距離測定局が、同一の単位料金区域内にあるもの | | 425,000円 (446,250円) | 210,000円 (220,500円) | 220,000円 (231,000円) |
| 上記以外 | 30kmまでのもの | 480,000円 (504,000円) | 265,000円 (278,250円) | 275,000円 (278,250円) |
| | 30km超 | 480,000円 (504,000円)に30kmを超える30kmまでごとに55,000円(57,750円)を加算した額 | 265,000円 (278,250円)に30kmを超える30kmまでごとに55,000円(57,750円)を加算した額 | 275,000円 (278,250円)に30kmを超える30kmまでごとに55,000円(57,750円)を加算した額 |

b 分類Bに係るもの

1の閉域ポートごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|--|
| 閉域ポートの品目が64kb/s、128kb/s、256kb/s、0.5Mb/s、1Mb/s又は1.5Mb/sのもの | その第3種閉域通信網サービスの閉域ポートを同一品目の第2種閉域通信網サービスのものとみなした場合に適用される基本額と同額 |

(2) アクセス回線料

a 分類Bに係るもの

(a) 他社契約者回線の品目が64kb/sのもの

1の他社契約者回線ごとに月額

| 回線距離区分 | | 料金額(税込額) | |
|-----------------------------------|-----------|------------------|------------------|
| | | エコノミークラス | |
| | | タイプ1 | タイプ2 |
| その他社接続回線の回線距離測定局が、同一の単位料金区域内にあるもの | | 18,000円(18,900円) | 19,000円(19,950円) |
| 上記以外 | 30kmまでのもの | 20,500円(21,525円) | 21,500円(22,575円) |

| | | | |
|--|---------|--|--|
| | 30 k m超 | 20,500 円(21,525 円)に 30 k mを超える 30 k m までごとに 2,500 円 (2,625 円)を加算した額 | 21,500 円(21,525 円)に 30 k mを超える 30 k m までごとに 2,500 円 (2,625 円)を加算した額 |
|--|---------|--|--|

(b) 他社契約者回線の品目が 128kb/s のもの

1 の他社契約者回線ごとに月額

| 回線距離区分 | | 料金額(税込額) | |
|---|-------------|--|--|
| | | エコノミークラス | |
| | | タイプ 1 | タイプ 2 |
| その他社接続回線の回線距離測定局 が、同一の単位料金区域内にあるも の | | 24,000 円(25,200 円) | 25,000 円(26,250 円) |
| 上記以外 | 30 k mまでのもの | 28,500 円(29,925 円) | 29,500 円(30,975 円) |
| | 30 k m超 | 28,500 円(29,925 円)に 30 k mを超える 30 k m までごとに 4,500 円 (4,725 円)を加算した額 | 29,500 円(30,975 円)に 30 k mを超える 30 k m までごとに 4,500 円 (4,725 円)を加算した額 |

(c) 他社契約者回線の品目が 1.5Mb/s のもの

1 の他社契約者回線ごとに月額

| 回線距離区分 | | 料金額(税込額) | |
|---|-------------|--|--|
| | | エコノミークラス | |
| | | タイプ 1 | タイプ 2 |
| その他社接続回線の回線距離測定局 が、同一の単位料金区域内にあるも の | | 140,000 円(147,000 円) | 150,000 円(157,500 円) |
| 上記以外 | 30 k mまでのもの | 195,000 円(204,750 円) | 205,000 円(215,250 円) |
| | 30 k m超 | 195,000 円(204,750 円) に 30 k mを超える 30 k mまでごとに 55,000 円 (57,750 円)を加算した 額 | 205,000 円(215,250 円) に 30 k mを超える 30 k mまでごとに 55,000 円 (57,750 円)を加算した 額 |

(3) アクセス回線料の加算額

1の契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| ア その他社接続回線が特定協定事業者の契約約款等に規定する1.5Mb/s品目のエコノミークラスのものとなる場合 | その他社接続回線の一端を特定協定事業者の契約約款等に規定する同一内容の専用回線の一端とみなした場合に適用される加算額の回線終端装置専用料と同額 |
| イ ア以外の場合 | その他社接続回線の一端を特定協定事業者の契約約款等に規定する同一内容の専用回線の一端とみなした場合に適用される加算額の屋内配線専用料と機械専用料を合算した額と同額 |

2 削除

3 オープン通信網契約に係るもの

3-1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | |
|------------------------|--|-----|-----|---------------------|---|----------|------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 品目及び通信又は保守の態様による細目 | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 第1種オープン通信網サービスの品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占有型インターネットゲートウェイポート</td> <td>1Mb/s から 1Mb/s ごとに 100Mb/s まで 料金表別表4に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II型契約者回線</td> <td>10Mb/s 10.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 占有型インターネットゲートウェイポートを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質については、保証しません。</p> | 品 目 | 内 容 | 占有型インターネットゲートウェイポート | 1Mb/s から 1Mb/s ごとに 100Mb/s まで 料金表別表4に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの | II型契約者回線 | 10Mb/s 10.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | 100Mb/s 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| 品 目 | 内 容 | | | | | | | |
| 占有型インターネットゲートウェイポート | 1Mb/s から 1Mb/s ごとに 100Mb/s まで 料金表別表4に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの | | | | | | | |
| II型契約者回線 | 10Mb/s 10.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | | | | | | | |
| | 100Mb/s 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | | | | | | | |

イ 第2種オープン通信サービスの品目

| 品目 | | 内容 |
|--|---|------------------------------|
| 共有型インターネットゲートウェイポート | 64kb/s, 128kb/s, 256kb/s, 0.5Mb/s, 1Mb/s, 1.5Mb/s 及び2Mb/sから1Mb/sごとに 49Mb/sまで | 料金表別表5に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの |
| 備考 共有型インターネットゲートウェイポートを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質については、保証しません。 | | |

ウ 第3種オープン通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目

(ア) 通信又は保守の態様による細目

A アクセス回線による区別

| 区別 | 内容 |
|------|---------------------------|
| タイプ2 | D S L回線を使用して通信を行うことができるもの |
| タイプ3 | 光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの |

- 備考
- 1 当社は、インターネットゲートウェイを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
 - 2 この備考の1に規定するほか、第3種オープン通信網サービスに係る通信について、第2（付加機能に係る使用料）又はこの料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
 - 3 タイプ2又はタイプ3に係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号を送信することにより行うことができます。
 - 4 タイプ2又はタイプ3については、そのオープン通信網契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができます。

B アクセス回線の細目による区別

a タイプ2に係るもの

①特定協定事業者の契約による区別

| 区別 | 内容 |
|--------|--------------------------------|
| カテゴリー1 | そのDSL回線が別記9の4の(3)のAに定める契約に係るもの |

②保守の態様による区分

| 区分 | 内容 |
|------------|--|
| メンテナンスタイプ1 | メンテナンスタイプ2以外のもの |
| メンテナンスタイプ2 | 特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー4の保守の態様による細目でタイプ2に係るもの |

b タイプ3に係るもの

| 区別 | 内容 |
|------|---|
| コース1 | その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン3(ニューファミリー/ファミリー100)のものに限ります。)に係るもの |
| コース2 | その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2(ベーシック)のものに限ります。)に係るもの |
| コース3 | その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-2(100Mb/s品目(マンションタイプ)のものに限ります。、)に係るもの |
| コース4 | その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン1(ビジネスタイプ)のものに限ります。)に係るもの |

| | |
|---|---|
| <p>(2) 使用料の適用</p> | <p>ア 第1種オープン通信網サービスの使用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> |
| <p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p> | <p>ア オープン通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 最低利用期間内にオープン通信網契約の解除又は品目の変更があった場合の料金の適用については、閉域通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> |
| <p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p> | <p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の使用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の使用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の使用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の使用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の使用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の使用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |

3-2 料金額

3-2-1 第1種オープン通信網サービスに係る使用料

(1) 基本額

1の占有型インターネットゲートウェイポートごとに月額

| 区 分 | 料金額 (税込額) |
|---|--|
| 占有型インターネットゲートウェイポートの品目が1Mb/sのもの | 70,000円(73,500円) |
| 占有型インターネットゲートウェイポートの品目が2Mb/sから1Mb/sごとに100Mb/sまで | その占有型インターネットゲートウェイポートを1Mb/sのものと同みなした場合に適用される額に1Mb/sを超える1Mb/sごとに20,000円(21,000円)を加えた額 |

(2) アクセス回線料

1のⅡ型契約者回線ごとに月額

| 区 分 | 料金額 (税込額) |
|-------------------------------|------------------|
| Ⅱ型契約者回線の品目が10Mb/s又は100Mb/sのもの | 20,000円(21,000円) |

3-2-2 第2種オープン通信網サービスに係る使用料

(1) 基本額

1の共有型インターネットゲートウェイポートごとに月額

| 共有型インターネットゲートウェイポートの品目 | 料金額 (税込額) |
|------------------------|--|
| 64kb/s | 9,000円(9,450円) |
| 128kb/s | 11,000円(11,550円) |
| 256kb/s | 25,000円(26,250円) |
| 0.5Mb/s | 50,000円(52,500円) |
| 1Mb/s | 70,000円(73,500円) |
| 1.5Mb/s | 90,000円(94,500円) |
| 2Mb/s | 100,000円(105,000円) |
| 2Mb/sを超え49Mb/sまでのもの | 100,000円(105,000円)に2Mb/sを超える1Mb/sまでごとに20,000円(21,000円)を加算した額 |

3-2-3 第3種オープン通信網サービスに係る使用料

3-2-3-1 削除

3-2-3-2 タイプ2に係るもの

(1) カテゴリー1に係るもの

ア メンテナンスタイプ1

1の契約ごとに月額

| I Pアドレス数 | 料金額 (税込額) |
|----------|----------------|
| 1 | 6,700円(7,035円) |

| | |
|----|---------------------|
| 8 | 11,500 円 (12,075 円) |
| 16 | 19,800 円 (20,790 円) |

イ メンテナンスタイプ2

1 の契約ごとに月額

| IPアドレス数 | 料金額 (税込額) |
|---------|---------------------|
| 1 | 8,800 円 (9,240 円) |
| 8 | 13,800 円 (14,490 円) |
| 16 | 28,800 円 (30,240 円) |

(2) 削除

3-2-3-3 タイプ3に係るもの

(1) コース1に係るもの

1 の契約ごとに月額

| IPアドレス数 | 料金額 (税込額) |
|---------|---------------------|
| 1 | 8,800 円 (9,240 円) |
| 8 | 16,500 円 (17,325 円) |
| 16 | 35,800 円 (37,590 円) |

(2) コース2に係るもの

1 の契約ごとに月額

| IPアドレス数 | 料金額 (税込額) |
|---------|---------------------|
| 1 | 23,000 円 (24,150 円) |
| 8 | 32,000 円 (33,600 円) |
| 16 | 52,000 円 (54,600 円) |

(3) コース3に係るもの

1 の契約ごとに月額

| IPアドレス数 | 料金額 (税込額) |
|---------|---------------------|
| 1 | 23,000 円 (9,975 円) |
| 8 | 15,800 円 (16,590 円) |
| 16 | 35,800 円 (37,590 円) |

(4) コース4に係るもの

1 の契約ごとに月額

| IPアドレス数 | 料金額 (税込額) |
|---------|-----------------------|
| 8 | 75,000 円 (78,750 円) |
| 16 | 97,000 円 (101,850 円) |
| 32 | 110,000 円 (115,500 円) |
| 64 | 150,000 円 (157,500 円) |

4 第1種音声通信契約に係るもの

4-1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | |
|-----------------|---|----------------------------|----------|--|-----------------|---------|----------------------------|--------|------------------------|
| (1) 品目等 | <p>ア 当社は、Ⅱ型契約者回線又は回線収容機能に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Ⅱ型契約者回線又は回線収容機能</td> <td>100Mb/s</td> <td>100.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>1 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 他社接続契約者回線の品目は、別表3に掲げる協定事業者の契約に係るものとし、この場合の他社接続契約者回線に関する料金の設定及び請求その他の取扱いは、当該協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> | 品目 | 内容 | | Ⅱ型契約者回線又は回線収容機能 | 100Mb/s | 100.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | 1 Gb/s | 1 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの |
| 品目 | 内容 | | | | | | | | |
| Ⅱ型契約者回線又は回線収容機能 | 100Mb/s | 100.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | | | | | | | |
| | 1 Gb/s | 1 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの | | | | | | | |
| (2) 使用料等の適用 | <p>ア 音声通信サービスに係る料金は、アクセス回線料及び基本使用料の使用料並びに利用料を合算して適用します。</p> <p>イ アクセス回線料は、Ⅱ型契約者回線又は回線収容機能について、適用します。</p> <p>ただし、第37条の11（アクセス回線共用化）に規定するアクセス回線共用化を行う場合は、アクセス回線共用化を行う着信用直収電話サービスに係る契約者が、電話サービス等契約約の規定により、アクセス回線共用化に係る契約者回線又は回線収容機能の回線使用料を支払うときは、第1種音声通信契約者は、4-2（料金額）の4-2-1-1に規定するアクセス回線料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 基本使用料は、音声通信番号について、次表の規定により適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 基本使用料の適用 | | | | | | |
| 区分 | 基本使用料の適用 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|--|
| | シンプルプラン | 音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 |
| | パーソナルプラン | 音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 |
| | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1種音声通信契約者は、あらかじめ1の第1種音声通信契約ごとに1つの区分を選択していただきます。 2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と4-2(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。 ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。 3 2の規定にかかわらず第1種音声通信契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。 4 第1種音声通信契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、その契約解除日の属する料金月について日割は行いません。 5 料金月(3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。)の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもって第1種音声通信契約の解除があったものとみなして取り扱います。 6 第1種音声通信契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。 | |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <p>エ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、1の通信について、4-2（料金額）に規定する秒数までごとに行います。</p> <p>オ 第2（付加機能に係る使用料）に規定する着信課金機能を利用するⅡ型契約者回線等へ、着信課金番号により着信する音声通信に関する料金については、4-2-2の（4）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>カ エの規定にかかわらず、次の音声通信については、利用料は適用しません。</p> <p>（ア）音声通信番号により、IP電話設備（当社又は当社が別に定める協定事業者が指定を受けた電気通信番号により識別されるものに限ります。）相互間で行われる通信</p> <p>（イ）第2（付加機能に係る使用料）の2-4（IPセントレックス機能）に規定するVPNグループ内通信又はVPNグループ間通信</p> |
| (3) 通信時間の測定等 | <p>ア 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、4-2（料金額）の4-2-2に規定する秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間に含みません。</p> <p>ウ 第1種メディアゲートウェイホスティングサービスを利用したときは、メディアゲートウェイホスティング装置と発信者との間の通信及び同装置と通信の相手先との間の通信について、それぞれ独立した通信として取り扱うものとし、それぞれを同装置から発信者への通信及び同装置から通信の相手先への通信とみなして、ア及びイの規定を適用します。</p> |
| (4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い | <p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信に関する料金が最低となる</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| | <p>値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |
| <p>(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p> | <p>ア 第1種音声通信サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、第1種音声通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 第1種音声通信契約者は、最低利用期間内に第1種音声通信契約の解除があった場合は、第46条（使用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず残余の期間に対応する使用料（アクセス回線料に限ります。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 第1種音声通信契約者は、最低利用期間内にⅡ型契約者回線の品目の変更又は終端の場所の変更（以下（5）欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、変更前の使用料の額から変更後の使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、品目等の変更と同時にそのⅡ型契約者回線の終端場所において、第1種音声通信サービスに係るⅡ型契約者回線の新設又は第1種音声通信契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う設等の第1種音声通信サービスの使用料を合算して行います。</p> |

4-2 料金額

4-2-1 使用料

4-2-1-1 アクセス回線料

1のII型契約者回線又は回線収容機能ごとに月額

| II型契約者回線又は回線収容機能の品目 | 料金額 (税込額) |
|---------------------|---------------------|
| 100Mb/s | 20,000 円 (21,000 円) |
| 1Gb/s | 60,000 円 (63,000 円) |

4-2-1-2 基本使用料

1の契約ごとに月額

| 区分 | | 音声通信番号の数 | 料金額 (税込額) |
|----------|-----|-----------|---------------|
| シンプルプラン | 基本額 | 1 | 380 円 (399 円) |
| | 加算額 | 1を超える1ごとに | 380 円 (399 円) |
| パーソナルプラン | 基本額 | 2以内 | 480 円 (504 円) |
| | 加算額 | 2を超える1ごとに | 100 円 (105 円) |

4-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-----|---------------------|
| 利用料 | 180秒までごとに 8円 (8.4円) |

(2) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

| 区分 | | 料金額 (税込額) |
|-----|--------------------|---|
| 利用料 | 携帯自動車電話設備への通信に係るもの | 60秒までごとに 15.9円 (16.695円) |
| | PHS設備への通信に係るもの | 60秒までごとに 12円 (12.6円) 上記の通信料のほか通信1回ごとに10円 (10.5円) |

(3) 外国への通信に係るもの

| 区分 | | | 料金額 |
|-----|------|--|-------------|
| 利用料 | | | 60秒までごとに次の額 |
| 利用料 | 取扱地域 | | |
| | アジア1 | シンガポール共和国、大韓民国、香港 | 20円 |
| | アジア2 | 台湾、中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、フィリピン共和国、マカオ | 30円 |

| | | | |
|---|---------|--|------|
| 料 | アジア 3 | インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア | 48 円 |
| | アジア 4 | インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国 | 80 円 |
| | アジア 5 | アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国、 | 90 円 |
| | アメリカ 1 | アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ | 8 円 |
| | アメリカ 2 | 英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国 | 40 円 |
| | アメリカ 3 | アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島 | 32 円 |
| | アメリカ 4 | ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット | 92 円 |
| | オセアニア 1 | ハワイ | 8 円 |
| | オセアニア 2 | オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キ | 40 円 |

| | | |
|---------|---|------|
| | ーリング諸島、サイパン、ニュージーランド | |
| オセアニア 3 | キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 | 56 円 |
| オセアニア 4 | ニウエ、バヌアツ共和国 | 64 円 |
| ヨーロッパ 1 | イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国 | 22 円 |
| ヨーロッパ 2 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 | 48 円 |
| ヨーロッパ 3 | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 | 64 円 |
| アフリカ 1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、 | 72 円 |

| | | |
|----------|--|-------|
| | スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン | |
| アフリカ2 | アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国 | 90 円 |
| インマルサット2 | インマルサットーM | 360 円 |
| インマルサット3 | インマルサットーB | 300 円 |
| インマルサット4 | インマルサットーミニM/F | 250 円 |

備考

モルドバ共和国、ジンバブエ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、ガンビア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ソマリア民主共和国については、平成 23 年 12 月 16 日以降は通信の取扱いを行いません。
ただし、取扱い停止工事前に開始した通信は除きます。

(4) 着信課金機能を利用するⅡ型契約者回線等への着信に係るもの

| 区分 | | 料金額 (税込額) |
|-------------|---------------------------|--------------------------|
| 利 用 料 | 加入電話等設備又は直収通信設備からの着信に係るもの | 180 秒までごとに 8 円 (8.4 円) |
| | 他社直加入電話等設備からの着信に係るもの | 60 秒までごとに 5 円 (5.25 円) |
| | 公衆電話設備からの着信に係るもの | 60 秒までごとに 25 円 (26.25 円) |

| | | |
|--|---------------------|------------------------------|
| | 携帯自動車電話設備からの着信に係るもの | 60秒までごとに17円(17.85円) |
| | PHS設備からの着信に係るもの | 60秒までごとに13円(13.65円) |
| | | 上記の利用料のほか音声通信1回ごとに10円(10.5円) |

備考

加入電話等設備、直収通信設備、他社直加入電話等設備、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備は、別表4に掲げる電気通信設備をいいます。

5 第2種音声通信契約に係るもの

5-1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | |
|------------|---|----|----------|---------|--|----------|
| (1)使用料等の適用 | ア 第2種音声通信サービスに係る料金は、基本使用料及び利用料を合算して適用します。 | | | | | |
| | イ 基本使用料は、音声通信番号について、次表の規定により適用します。 | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンプルプラン</td> <td>音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td>パーソナルプラン</td> <td>音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 基本使用料の適用 | シンプルプラン | 音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 | パーソナルプラン |
| 区分 | 基本使用料の適用 | | | | | |
| シンプルプラン | 音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 | | | | | |
| パーソナルプラン | 音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 | | | | | |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2種音声通信契約者は、あらかじめ1の第2種音声通信契約ごとに1つの区分を選択していただきます。 2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と5-2(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。 ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。 3 2の規定にかかわらず第2種音声通信契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。 4 第2種音声通信契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、その契約解除日の属する料金月について日割は行いません。 5 料金月(3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。)の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもって第2種音声通信契約の解除があったものとみなして取り扱います。 6 第2種音声通信契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。 <p>ウ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p> |
| (2) 通信時間の測定等 | <p>音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。</p> |
| (3) 当社の機器の故障等により正しく算定すること | <p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| ができなかった 場合の料金の取 扱い | |
|--------------------------|--|

5-2 料金額

5-2-1 使用料

基本使用料

1の契約ごとに月額

| 区分 | | 音声通信番号の数 | 料金額 (税込額) |
|----------|-----|-----------|------------|
| シンプルプラン | 基本額 | 1 | 380円(399円) |
| | 加算額 | 1を超える1ごとに | 380円(399円) |
| パーソナルプラン | 基本額 | 2以内 | 480円(504円) |
| | 加算額 | 2を超える1ごとに | 100円(105円) |

5-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(2) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|---|
| 利用料 | 携帯自動車電話設備への通信に係るもの その通信を第1種音声通信サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |
| 料 | PHS設備への通信に係るもの その通信を第1種音声通信サービスに係る当該PHS設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(3) 外国への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(4) 着信課金機能を利用するII型契約者回線等への着信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|------------------------------|
| 利用料 | その音声通信を、着信課金機能を利用する第1種音声通信サー |

| | |
|--|---|
| | ビスに係るⅡ型契約者回線等へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |
|--|---|

6 第3種音声通信契約に係るもの

6-1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | |
|-------------|--|----|----------|---------|--|----------|--|
| (1) 使用料等の適用 | <p>ア 第3種音声通信サービスに係る料金は、音声通信ゲートウェイ機能使用料及び基本使用料の使用料並びに利用料を合算して適用します。</p> <p>イ 音声通信ゲートウェイ機能使用料は、音声通信ゲートウェイ機能について、適用します。この場合、1の音声通信ゲートウェイ機能は、1の閉域通信網利用グループに対応します。</p> <p>ウ 基本使用料は、音声通信番号について、次表の規定により適用します。</p> <table border="1" data-bbox="534 1417 1353 1859"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンプルプラン</td> <td>音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td>パーソナルプラン</td> <td>音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 基本使用料の適用 | シンプルプラン | 音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 | パーソナルプラン | 音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 |
| 区分 | 基本使用料の適用 | | | | | | |
| シンプルプラン | 音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 | | | | | | |
| パーソナルプラン | 音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 | | | | | | |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第3種音声通信契約者は、あらかじめ1の第3種音声通信契約ごとに1つの区分を選択していただきます。 2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と6-2(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。 ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。 3 2の規定にかかわらず第3種音声通信契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。 4 第3種音声通信契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、その契約解除日の属する料金月について日割は行いません。 5 料金月(3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。)の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもって第3種音声通信契約の解除があったものとみなして取り扱います。 6 第3種音声通信契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。 <p>エ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p> |
| (2) 通信時間の測定等 | <p>音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。</p> |
| (3) 当社の機器の故障等により正しく算定すること | <p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| ができなかった 場合の料金の取 扱い | |
|--------------------------|--|

6-2 料金額

6-2-1 使用料

6-2-1-1 音声通信ゲートウェイ機能使用料

1の音声通信ゲートウェイ機能ごとに 月額

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-----------------|---------------------|
| 音声通信ゲートウェイ機能使用料 | 10,000 円 (10,500 円) |

6-2-1-2 基本使用料

1の契約ごとに月額

| 区分 | 音声通信番号の数 | 料金額 (税込額) | |
|----------|----------|-----------|---------------|
| シンプルプラン | 基本額 | 1 | 380 円 (399 円) |
| | 加算額 | 1を超える1ごとに | 380 円 (399 円) |
| パーソナルプラン | 基本額 | 2以内 | 480 円 (504 円) |
| | 加算額 | 2を超える1ごとに | 100 円 (105 円) |

6-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(2) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-------------|---|
| 利 用 料 | 携帯自動車電話設備への通信に係るもの その通信を第1種音声通信サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |
| | PHS設備への通信に係るもの その通信を第1種音声通信サービスに係る当該PHS設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(3) 外国への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|-----------------------------|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該取扱地域への |

| | |
|--|-----------------------|
| | 通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |
|--|-----------------------|

(4) 着信課金機能を利用するⅡ型契約者回線等への着信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|---|
| 利用料 | その音声通信を、着信課金機能を利用する第1種音声通信サービスに係るⅡ型契約者回線等へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

7 第4種音声通信契約に係るもの

7-1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|----|----|------|-------------------|------|---|----|----|--------|---|----|----|--|--|
| (1) 品目及び通信の態様による細目 | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>音声通信のみを行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>音声通信又はインターネットを介して符号若しくは映像の伝送交換を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 タイプ2において、インターネットを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質については、保証しません。</p> <p>イ アクセス回線における品目</p> <p>(ア) タイプ1に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>通信の相手先からの受信方向について最大1.024メガビット/秒まで、通信の相手先への送信方向については、最大512キロビットまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) タイプ2に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区別 | 内容 | タイプ1 | 音声通信のみを行うことができるもの | タイプ2 | 音声通信又はインターネットを介して符号若しくは映像の伝送交換を行うことができるもの | 品目 | 内容 | 1 Mb/s | 通信の相手先からの受信方向について最大1.024メガビット/秒まで、通信の相手先への送信方向については、最大512キロビットまでの符号伝送が可能なもの | 品目 | 内容 | | |
| 区別 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプ1 | 音声通信のみを行うことができるもの | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプ2 | 音声通信又はインターネットを介して符号若しくは映像の伝送交換を行うことができるもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 品目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 Mb/s | 通信の相手先からの受信方向について最大1.024メガビット/秒まで、通信の相手先への送信方向については、最大512キロビットまでの符号伝送が可能なもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 品目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| | 8 Mb/s | 通信の相手先からの受信方向について最大 8.064 メガビット/秒まで、通信の相手先への送信方向については、最大 1.024 メガビットまでの符号伝送が可能なもの |
| (2) 使用料等の適用 | <p>ア 第4種音声通信サービスに係る料金は、アクセス回線料及び基本使用料の使用料並びに利用料を合算して適用します。</p> <p>イ アクセス回線料は、DSL回線について、適用します。</p> <p>ウ 基本使用料は、音声通信番号について、適用します。</p> <p>エ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p> | |
| (3) 通信時間の測定等 | 音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。 | |
| (4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い | 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。 | |

7-2 料金額

7-2-1 使用料

7-2-1-1 アクセス回線料

7-2-1-1-1 タイプ1に係るもの

1の契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|---------|---------------------|
| アクセス回線料 | 3,150 円 (3,307.5 円) |

7-2-1-1-2 タイプ2に係るもの

1の契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|---------|-------------------|
| アクセス回線料 | 2,820 円 (2,961 円) |

7-2-1-2 基本使用料

7-2-1-2-1 タイプ1又はタイプ2に係るもの

1の契約ごとに月額

| 区分 | 料金額（税込額） |
|-------|------------|
| 基本使用料 | 380円（399円） |

7-2-2 利用料

7-2-2-1 タイプ1又はタイプ2に係るもの

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(2) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|---|
| 利用料 | 携帯自動車電話設備への通信に係るもの その通信を第1種音声通信サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |
| 料 | PHS設備への通信に係るもの その通信を第1種音声通信サービスに係る当該PHS設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(3) 外国への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(4) 着信課金機能を利用するII型契約者回線等への着信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その音声通信を、着信課金機能を利用する第1種音声通信サービスに係るII型契約者回線等へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

8 第1種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの

8-1 適用

| 区分 | 内容 |
|-------------|--|
| (1) 使用料等の適用 | ア 第1種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金については、利用料を適用します。 |

| | |
|--|---|
| | イ 利用料は、メディアゲートウェイホスティング装置から発信する音声通信について適用します。この場合、利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。 |
|--|---|

9 第2種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの

9-1 適用

| 区分 | 内容 |
|---|--|
| (1) 使用料等の適用 | <p>ア 第2種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る基本使用料及び利用料を合算して適用します。</p> <p>イ 基本使用料は、1の音声通信番号ごとに適用します。この場合、新たに携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号を登録したときは、その登録により提供の開始のあった日の属する料金月及び翌料金月について、基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その第2種メディアゲートウェイホスティング契約に基づいて過去に登録されたことのある携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号を再度登録する場合は、この限りではありません。</p> <p>(注) 基本使用料については、日割りは行いません。</p> <p>ウ 利用料は、9-2(料金額)に規定する秒数までごとに行います。</p> |
| (2) 通信時間の測定等 | 音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。 |
| (3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い | 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。 |

9-2 料金額

9-2-1 使用料

基本使用料

1の音声通信番号ごとに月額

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-------|---------------|
| 基本使用料 | 100 円 (105 円) |

9-2-2 利用料

(1) 着信先が直加入電話等設備 (固定端末系伝送路設備に係るものに限ります。)に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-----|-------------------------|
| 利用料 | 60 秒までごとに 30 円 (31.5 円) |

(2) 着信先が直加入電話等設備 (IP電話設備であって当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。)に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-----|-----------------------|
| 利用料 | 60 秒までごとに 20 円 (21 円) |

(3) 着信先が直加入電話等設備 (IP電話設備であって、(2)以外のもの)に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-----|--------------------------|
| 利用料 | 60 秒までごとに 25 円 (26.25 円) |

(4) 着信先が携帯自動車電話設備又はPHS設備に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-----|-------------------------|
| 利用料 | 60 秒までごとに 30 円 (31.5 円) |

(5) 着信先が外国に係るもの

| 料金種別 | | 料金額 | |
|-------------|-------|-----------------------------------|-------|
| 利 用 料 | 取扱地域 | 60 秒まで ごとに次 の額 | |
| | アジア 1 | シンガポール共和国、大韓民国、香港 | 70 円 |
| | アジア 2 | 中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。) | 70 円 |
| | アジア 3 | 台湾、フィリピン共和国、マカオ | 70 円 |
| | アジア 4 | 朝鮮民主主義人民共和国、東ティモール | 110 円 |
| | アジア 5 | インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア | 90 円 |

| | | |
|---------|---|-------|
| アジア 6 | インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、 Bangladesh 人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国 | 110 円 |
| アジア 7 | アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国 | 150 円 |
| アメリカ 1 | アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ | 50 円 |
| アメリカ 2 | 英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国 | 110 円 |
| アメリカ 3 | アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島 | 130 円 |
| アメリカ 4 | ブラジル連邦共和国、ペルー共和国 | 130 円 |
| アメリカ 5 | ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット | 190 円 |
| オセアニア 1 | ハワイ | 50 円 |
| オセアニア 2 | オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キリング諸島、サイパン、ニュージーランド | 90 円 |
| オセアニア 3 | キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ | 210 円 |

| | | |
|---------|---|-------|
| | 共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 | |
| オセアニア 4 | ニウエ、バヌアツ共和国 | 100 円 |
| ヨーロッパ 1 | イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国 | 70 円 |
| ヨーロッパ 2 | アンドラ公国、モナコ公国 | 90 円 |
| ヨーロッパ 3 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 | 90 円 |
| ヨーロッパ 4 | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 | 110 円 |
| アフリカ 1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワン | 250 円 |

| | | |
|----------|--|-------|
| | ダ共和国、レソト王国、レユニオン | |
| アフリカ2 | アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国 | 250 円 |
| インマルサット2 | インマルサットーM | 520 円 |
| インマルサット3 | インマルサットーB | 450 円 |
| インマルサット4 | インマルサットーミニM/F | 420 円 |

10 第4種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもの

10-1 適用

| 区分 | 内容 |
|------------|--|
| (1)使用料等の適用 | <p>ア 第4種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る基本料及び利用料を合算して適用します。</p> <p>イ 基本使用料は、1の音声通信番号ごとに適用します。サービス開始のあった日の属する料金月及び翌料金月について、基本使用料の支払いを要しません。（注）基本使用料については、日割りは行いません。</p> <p>ウ 使用料は、メディアゲートウェイホスティング装置から発信する音声通信について適用します。この場合利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p> |

10-2 料金額

10-2-1 基本使用料

1 の音声通信番号ごとに月額

| 区分 | 料金額（税込額） |
|-------|------------|
| 基本使用料 | 100円（105円） |

1 1 第5種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもの

1 1 - 1 適用

| 区分 | 内容 |
|---|--|
| (1)使用料等の適用 | <p>ア 第5種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る基本料及び利用料を合算して適用します。</p> <p>イ 基本使用料は、1 1 - 2 - 1（基本料）を適用します。 サービス開始のあった日の属する料金月における基本使用料の支払いについて、当社は別に定めるところにより取り扱います。 （注）基本使用料については、日割りは行いません。</p> <p>ウ 使用料は、1 1 - 2 - 2（利用料）を適用します。 （ア）料金プランはあらかじめ1 の音声通信契約ごとに1 つの区分を選択していただきます。 （イ）料金プランを変更する場合、当社が指定する日から適用します。</p> |
| (2) 通信時間の測定等 | <p>音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。</p> |
| (3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い | <p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。</p> |
| 備 考 | <p>1 コールセンターライセンス料は、基本ユーザーライセンス料の契約締結が条件で、コールセンターライセンス料のみの契約はできません。</p> <p>2 本機能と同時に提供できる付加機能は、チャンネルアップ機能、代表着信機能、特定番号通知機能及び着信課金機能とします。</p> <p>3 本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> |

11-2 料金額

11-2-1 使用料

基本使用料

| 区分 | | 単位 | 料金額 (税込額) |
|------|---------------|---|--------------------------------------|
| 基本機能 | 基本ユーザーライセンス料 | 次の機能が利用できるもの ア 契約者の内線番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等に行われる通信をメディアゲートウェイホスティング装置で一旦終端させた後、音声通信の相手先に接続することができる機能及び契約者の音声通信契約に基づいて付与された音声通信番号に着信する音声通信を本装置で一旦終端させた後、契約者の内線番号に接続できる機能。 イ P B X機能 (自己保留、パーク保留、内線転送、多段転送、着信拒否、ボイスメール送受信、音声ガイダンス、電話会議) ウ 以下の機能を含みます 内線番号2個、メールB O X 2個、カンファレンス機能1個 | 一の内線番号ごと 月額 2,000円 (2,100円) |
| | コールセンターライセンス料 | 次のコールセンター機能が利用できるもの 自動着信呼分配機能、スキル別ルーティング、着信待ち行列呼レポート、通話録音、通話監視、割り込み通話、外線転送 | 一の内線番号ごと 月額 7,500円 (7,875円) |
| | (1) 仮想内線機能 | 基本ユーザーライセンスで利用できる内線数を超えて、内線を内線番号を追加利用することが | 一の内線番号ごと 月額 330円 (346円) |

| | | | | |
|------------------|--------------------|--|----------|--------------------------|
| 付 加 機 能 | | できる機能 | | |
| | (2)グループメールBOX機能 | グループ（契約者が定める複数の内線番号をひとつの群として管理されるもの）でメールBOXを共用して利用することができる機能 | 一の内線番号ごと | 月額 330円 (346円) |
| | (3)カンファレンス機能 | 基本ユーザーライセンスで利用できる電話会議数を超えて利用することができる機能 | 一の内線番号ごと | 月額 2,480円 (2,604円) |
| | (4)ソフトフォン内線機能 | 基本ユーザーライセンスで利用できる内線数を超えて、内線を音声通信端末等（ソフトフォン）として利用することができる機能 | 一の内線番号ごと | 月額 330円 (346円) |
| | (5)ハードフォン内線機能 | 基本ユーザーライセンスで利用できる内線数を超えて、内線を音声通信端末等（ハードフォン）として利用することができる機能 | 一の内線番号ごと | 月額 940円 (987円) |
| | (6)アドバンスドコールセンター機能 | 着信待ち行列呼について状態表示及び制御（接続、転送、削除等）をすることができる機能 | 一の内線番号ごと | 月額 1,200円 (1,260円) |

11-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額（税込額） | | |
|-----|----------|-------------------------|-------------------------|
| | 料金プラン | | |
| 利用料 | 3分課金プラン | 1分課金プラン | 秒課金プラン |
| | | 180秒までごとに 8.0円(8.4円) | 60秒までごとに 3.8円(3.99円) |

(2) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) | |
|-----|-----------------------|--|
| 利用料 | 料金プラン | |
| | 1分課金プラン及び3分課金プラン | 秒課金プラン |
| | 60秒までごとに15.9(16.695円) | 1秒までごとに0.4円(0.42円) 上記の利用のほか音声通信1回ごとに1.0円(1.05円) |

(3) PHS設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 (税込額) | |
|-----|---|--|
| 利用料 | 料金プラン | |
| | 1分課金プラン及び3分課金プラン | 秒課金プラン |
| | 60秒までごとに12円(12.6円) 上記の利用のほか音声通信1回ごとに10.0円(10.5円) | 1秒までごとに0.4円(0.42円) 上記の利用のほか音声通信1回ごとに1.0円(1.05円) |

(4) 外国への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その通信を第1種音声通信サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

(5) 着信課金機能を利用するII型契約者回線等への着信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--|
| 利用料 | その音声通信を、着信課金機能を利用する第1種音声通信サービスに係るII型契約者回線等へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額 |

第2 付加機能に係る使用料

1 削除

2 料金額

2-1 ファイアウォール機能

| 区分 | | 単位 | 料金額（税込額） |
|------|--|--|--|
| 基本機能 | 共有型インターネットゲートウェイポートに接続して、インターネット網からIPデータ通信網への不正なアクセスを防止することができる機能 | 1の契約ごとに | 月額 20,000円(21,000円) |
| 追加機能 | DMZ（上記基本機能を使用してインターネット網及びIPデータ通信網双方にアクセスすることができるセグメントをいいます。）を構築することができる機能であって、次の種類に応じたDMZポート及び接続回線から成るもの | | |
| | 種類 | 内容 | |
| | Ⅱ型 | そのDMZポート及び接続回線の品目がそれぞれ第2種閉域通信網サービスの閉域ポート及びⅡ型契約者回線の品目と同一内容のもの | 1のDMZポート及び1の接続回線ごとに そのDMZポート及び接続回線を同一品目の第2種閉域通信網サービスの閉域ポート及びⅡ型契約者回線とみなした場合に適用される使用料と同額 |
| | Ⅲ型 | そのDMZポート及び接続回線の品目がそれぞれ第3種閉域通信網サービスの分類Bに係る閉域ポート並びに他社接続回線の品目及び保守の態様による細目と同一内容のもの | 1のDMZポート及び1の接続回線ごとに そのDMZポート及び接続回線を同一品目の第3種閉域通信網サービスの分類Bに係る閉域ポート及び他社接続回線とみなした場合に適用される使用料と同額 |

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>1 基本機能は、第2種オープン通信網サービスの契約者に限り提供します。</p> <p>2 追加機能は、第2種オープン通信網サービスの契約者に限り提供します。</p> <p>3 当社が提供することができるDMZポート及び接続回線の数、1のオープン通信網契約について1のDMZポート及び1の接続回線とします。</p> <p>4 DMZポート及び接続回線に関するその他の取扱いは、閉域通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> |
|----|---|

2-2 IPsec 終端機能

| 区分 | | 単位 | | 料金額(税込額) | |
|------|---|---|---------------------------------|-----------|----------------------------|
| 基本機能 | IPセキュリティプロトコルにより、オープン通信網収容部又はインターネットゲートウェイを介して行う通信の相手先（以下「通信拠点」といいます。）と当社が設置する装置（以下「IPsec 終端装置」といいます。以下この表において同じとします。）との間で、符号の伝送交換を行うことができるようにする機能であって、次の区分から成るもの | 通信拠点が第3種オープン通信網サービスに係るオープン通信網収容部を介するものであるとき | D S L 回 線 | 1の通信拠点ごとに | 月額 5,000円 (5,250円) |
| | | | 光 ア ク セ ス 回 線 | 1の通信拠点ごとに | 月額 5,000円 (5,250円) |
| | | 通信拠点がインターネットを介するものであるとき | | 1の通信拠点ごとに | 月額 5,000円 (5,250円) |
| 追加機能 | IPsec 終端装置と閉域通信網利用グループとの間で、接続を行うことができるようにする機能 | 接続する1の閉域通信網利用グループごとに | | | 月額 10,000円 (10,500円) |
| 備考 | <p>1 この機能は、閉域通信網契約者又はオープン通信網契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | | | | |

2-3 削除

2-4 IPセントレックス機能

| 区分 | 単位 | 料金額(税込額) |
|----|----|----------|
|----|----|----------|

| | | | |
|--|--|-----------------------------------|----------|
| <p>音声通信サービスに係るⅡ型契約者回線等又は第39条（当社又は他社の電気通信回線の接続）の規定によりそのⅡ型契約者回線に接続される当社若しくは当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線、又は他社接続契約者回線を介して音声通信端末（この機能に対応するものに限り。）を接続し、その音声通信端末を、当社がIPデータ通信網サービス取扱所に設置した電気通信設備（以下「IPセントレックス装置」といいます。）から自動的に制御することにより、(1)欄から(10)欄に掲げる種類の機能を利用することができるようにする機能</p> | <p>1のIPセントレックス機能につき 1の音声通信番号ごとに</p> | <p>月額 1,000円 (1,050円)</p> | |
| <p>備考</p> | <p>1 IPセントレックス機能は、第1種音声通信契約者又は第3種音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社が推奨する音声通信端末には、その機能の違いにより次の区分があります。この場合、1の音声通信番号に対応する自営端末設備を「内線端末」といいます。以下同じとします。</p> <p>(ア) 1の音声通信端末に1の音声通信番号を割り当てるもの</p> <p>(イ) 契約者からの請求により1の音声通信端末に2以上の音声通信番号を割り当てるもの。この場合、音声通信端末には、音声通信番号に対応する電話機その他の自営端末設備が接続されます。</p> <p>3 IPセントレックス機能を利用して行う音声通信に係る利用料の適用は、第1（使用料（付加機能及び端末設備に係るものを除きます。）及び利用料）の4（第1種音声通信契約に係るもの）又は6（第3種音声通信契約に係るもの）に定めるところによります。</p> <p>4 IPセントレックス機能の利用にあたっては、第37条の11（アクセス回線共用化）の規定に基づいて、アクセス回線共用化を併用することができます。</p> <p>5 IPセントレックス機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | | |
| <p>(1)内線電話機能</p> | <p>内線端末相互間の音声通信を、音声通信番号以外の番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| <p>区分</p> | <p>内容</p> | | |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| <p>(ア) V P N グループ内通信</p> | <p>同一のV P Nグループ（内線番号（I Pセントレックス装置に登録された 18 桁以内の数字であって、契約者があらかじめ内線端末ごとに付与したものをいいます。以下同じとします。）をダイヤルすることにより相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信</p> | |
| <p>(イ) V P N グループ間通信</p> | <p>エンタープライズ（内線番号にV P Nコード（I Pセントレックス装置に登録された 10 桁以内の数字であって、契約者があらかじめV P Nグループごとに付与したものをいいます。）を前置してダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができるV P Nグループから構成されるグループをいいます。以下同じとします。）内の異なるV P Nグループに所属する内線端末相互間においてV P Nコード及び内線番号により行う音声通信</p> | |
| <p>備考</p> | <p>1 契約者は、新たにエンタープライズを設けるときは、当社の事務契約を行う I Pデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、1 のエンタープライズごとに1 の識別子（エンタープライズを識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）を割り当てます。</p> | |

| | | | |
|-------------------|--|---|---|
| (2) 発着信 規制機能 | 内線端末から発信する通信又はその内線端末に着信する通信を、契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能 | — | — |
| (3) 代表機能 | 2以上の内線端末について、それらの内線端末を代表する音声通信番号又は内線番号（以下この欄において「パイロット番号」といいます。）を定め、そのパイロット番号により着信があった場合に、通信中でないいずれか1の内線端末に接続することができる機能 | — | — |
| (4) 自動転送機能 | その内線端末に着信する通信を、契約者があらかじめ指定した条件に基づいて、契約者があらかじめ指定した他の内線端末に自動的に転送することができる機能 | — | — |
| | 備考 契約者があらかじめ指定することができる転送の条件には、次の種類があります。 （ア）あらかじめ指定した時間帯に着信したとき。 （イ）通信中に着信したとき。 （ウ）着信に応答しないとき。 （エ）着信したとき（無条件に自動的に転送するもの）。 | | |
| (5) 応答転送機能 | その内線端末に着信する通信を、その着信に応答後内線端末のフックボタン等の操作により、他の音声通信端末に転送することができる機能 | — | — |
| (6) コールウェイトティング機能 | 通信中に他から着信があることを知らせ、その内線端末のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができる機能 | — | — |
| (7) コールピックアップ機能 | 契約者があらかじめ指定したグループ（以下この欄において「ピックアップグループ」といいます。）内の内線端末に着信があった場合に、そのピックアップグループ内の1の内線端末からピックアップ特番（IPセントレックス装置に登録された5桁以内の数字であって、契約者があらかじめ指定したものをいいます。以下この欄におい | — | — |

| | | | |
|-----------------------------|---|---|---|
| | て同じとします。)をダイヤルすることにより、又は他のピックアップグループ内の1の内線端末から別のピックアップ特番をダイヤルすることにより、その着信に応答して通信を行うことができる機能 | | |
| (8) 固定短縮ダイヤル機能 | 特定の通信先への呼出しを、固定短縮ダイヤル特番（IPセントレックス装置に登録された5桁以内の数字であって、契約者があらかじめ指定したものをいいます。）に続けて固定短縮番号（IPセントレックス装置に登録された2桁又は3桁の数字であって、契約者があらかじめ指定したものをいいます。）をダイヤルすることにより、行えるようにする機能であって、契約者があらかじめ指定したグループ（「固定短縮ダイヤルグループ」といいます。）内にある内線端末の全部が、この機能を共通に利用することができる機能 | — | — |
| (9) 特定番号通知機能 | 契約者に付与された音声通信番号又は固定電話番号（この機能を利用するII型契約者回線等がアクセス回線共用化を行っている場合であって、そのII型契約者回線等に係る着信用直収電話サービスの契約者に付与された固定電話番号をいいます。）を着信先へ通知する機能 | — | — |
| (10) その他の付加機能（IPセントレックス機能用） | | | — |

2-5 モバイルアクセス終端機能

| 区分 | 単位 | | 料金額（税込額） |
|---|-----------------------|-------------------|--|
| 当社が別に定める協定事業者の契約者回線と協定事業者が設置するモバイルアクセス終端装置を介して閉域通信網利用グループ網を構成する契約者回線等との間で、符号の伝送交換を行うことができるようにする機能 | 1の閉域通信網利用グループ網への同時接続数 | 6まで | 月額 10,000円(10,500円) |
| | | 14まで | 月額 20,000円(21,000円) |
| | | 30まで | 月額 40,000円(42,000円) |
| | | 30を超える 30までごとに | 月額 40,000円(42,000円)に30を超える30ごとに40,000円(42,000円)を加算した額 |

| | |
|----|--|
| 備考 | <p>1 この機能は、閉域通信網契約者に限り提供します。</p> <p>2 「同時接続数」とは、モバイルアクセス終端装置を介して契約者が指定する1の閉域通信網利用グループ網に同時に接続できる最大数であって、契約者があらかじめ指定するものとします。</p> <p>3 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> |
|----|--|

2-6 チャンネルアップ機能

| 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|-------------------------------------|--|------------------|
| 1つ音声通信番号で3チャンネル（通話路）以上の同時通話を可能とする機能 | 1チャンネルごと | 月額 180円（189円） |
| 備考 | <p>1 この機能は音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 1の音声通信番号に3チャンネルまで設定できるものとします。</p> <p>3 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | |

2-7 代表着信機能

| 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|--|---|----------------------|
| 2以上の音声通信用端末設備について、それらを代表する音声通信番号（以下この欄において「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号により着信があった場合に、通信中でないいずれか1の音声通信用端末設備に接続することができる機能 | 1の代表番号ごと | 月額 2,000円（2,100円） |
| 備考 | <p>1 この機能は音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | |

2-8 特定番号通知機能

| 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|---|----------|------------------|
| この機能を利用するII型契約者回線等から行う通信について、そのII型契約者回線等に係る契約者に付与された音声通信番号、2-10（着信課金機能）に規定する着信課金通信を許容するII型契約者回線等に | 1の通知番号ごと | 月額 200円（210円） |

| | | |
|---|--|--|
| 係る着信課金番号又は固定電話番号（電話サービス等契約約款で定める特定着信用直収電話サービスの契約者に付与された固定電話番号をいいます。）を着信先へ通知する機能 | | |
| 備考 | 1 この機能は音声通信契約者に限り提供します。 2 この機能は直加入電話等設備で I P 電話サービスに係る端末設備へは通知されない場合があります。 3 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 | |

2-9 着信転送機能

| 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|--|--|----------|
| そのⅡ型契約者回線等に着信する通信を、契約者があらかじめ指定した他のⅡ型契約者回線等、直加入電話等設備等又は外国への通信に、自動的に転送する機能 | — | — |
| 備考 | 1 この機能は、音声通信契約者に限り提供します。 2 この機能は、2-4（I Pセントレックス機能）で規定するI Pセントレックス機能と併用することはできません。 3 この機能の利用は、当社のホームページのカスタムセルフケア画面に転送先を登録した時点から開始し、同画面からその登録を削除した時点で終了します。 4 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下、「転送先」といいます。）に接続して通信ができる状態にした時刻をもって、発信者のⅡ型契約者回線等又は直加入電話等設備等とこの機能を利用しているⅡ型契約者回線等との通信及びそのⅡ型契約者回線等と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払を要します。 6 この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 7 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 | |

2-10 着信課金機能

| | 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|------|---|----|----------|
| 基本機能 | <p>この機能を利用するⅡ型契約者回線等へ、直加入電話等設備等（別表4に掲げる電気通信設備とします。以下この表において同じとします。）から（ア）又は（イ）に規定する種類の着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与する番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う音声通信（着信先指定機能、共通番号機能、着信分配機能又は着信先変更機能（以下この表において「着信先指定機能等」といいます。）を利用して契約者があらかじめ指定したⅡ型契約者回線等又は当社が別に定める電気通信設備へ着信先が変更された音声通信を含みます。以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第1（使用料及び利用料）の4-2-2の（4）、5-2-2の（4）、6-2-2の（4）又は7-2-2の（4）に規定する料金額（着信先指定機能等を利用して当社が別に定める電気通信設備に着信する着信課金通信の料金額については、その通信を電話サービス等契約約款に規定する着信課金機能を利用して着信する着信課金通信とみなした場合に適用される通信料と同額とします。）をその契約者に課金することができるようにする機能</p> <p>（ア）第1種着信課金番号</p> <p>電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金機能を識別するための電気通信番号を使用して当社が付与する番号（番号体系が0120-6桁のものとし、）であって、当社が別に定める直加入電話等設備等からの着信に使用できるもの</p> <p>（イ）第2種着信課金番号</p> <p>電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金機能を識別するための電気通信番号を使</p> | | |

| | | | | |
|-------|--|--|--------------|----------------------------|
| | <p>用して当社が付与する番号（番号体系が 0800-7 桁のものとしします。）であって、当社が別に定める直加入電話等設備等からの着信に使用できるもの</p> <p>(注) 当社が別に定める電気通信設備は、電話サービス等契約約款に規定する一般電話サービス等に係る利用契約回線、直収通信サービス、直収電話サービス若しくは着信用直収電話サービスに係る契約者回線、他社直加入電話等利用回線又は I P 電話サービスに係る I P 利用回線とします。以下この表において同じとします。</p> <p>着信課金機能には、下表の料金プランがあります。</p> | | | |
| 料金プラン | <p>(1) 第 1 種着信課金プラン</p> <p>ア 第 1 種着信課金番号及び第 2 種着信課金番号を利用することができます。</p> <p>イ すべての追加機能を利用することができます。</p> | | 1 の着信課金番号ごとに | 月額 2,000 円 (2,100 円) |
| | <p>(2) 第 2 種着信課金プラン (シンプル)</p> <p>次に規定する条件で提供します。</p> <p>ア 第 1 種着信課金番号及び第 2 種着信課金番号を利用することができます。</p> <p>イ 追加機能は、番号ポータビリティ機能、利用通話明細書 (トラヒックレポート) 提供機能及び着信先変更機能を利用することができます。</p> | | 1 の着信課金番号ごとに | 月額 800 円 (840 円) |
| | <p>(3) 第 3 種着信課金プラン (ライト)</p> <p>次に規定する条件で提供します。</p> <p>ア 第 2 種着信課金番号のみ利用することができます。</p> <p>イ 追加機能は、利用通話明細書 (トラヒックレポート) 提供機能及び着信先変更機能を利用することができます。</p> | | 1 の着信課金番号ごとに | 月額 500 円 (525 円) |
| 追加機能 | 番号ポータビリティ機能 | 当社が別に定める協定事業者が付与した電気通信番号 (電気通信番号規則第 10 条第 3 号に基づく着信課金番号) | 1 の着信課金番号ごとに | — |

| | | | | |
|---------------------|--|---|-------------|---|
| 能 | | 号に限ります。)を、当社が付与したものとして取り扱い、その電気通信番号を着信課金通信に利用できる機能 | | |
| 発信地域指定機能 | | 着信課金機能により、通信に関する料金をその契約者に課金することを許容する地域（携帯自動車電話設備及びPHS設備を除きます。）を指定できる機能 | 1の着信課金番号ごとに | — |
| 発信端末制限機能 | | 公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備からの発信について、着信課金機能への着信を制限できるようにする機能 | 1の着信課金番号ごとに | — |
| 時間外着信案内・利用時間指定機能 | | 着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能 | 1の着信課金番号ごとに | — |
| 着信先指定機能 | | 着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信を、あらかじめ指定された当社が別に定める電気通信設備に接続する機能 | 1の着信課金番号ごとに | — |
| 共通番号機能 | | 1の着信課金番号による着信課金通信を、その音声通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定されたⅡ型契約者回線等又は当社が別に定める電気通信設備に接続する機能 | 1の着信課金番号ごとに | — |
| 着信分配機能 | | 1の着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定されたⅡ型契約者回線等又は当社が別に定める電気通信設備ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能 | 1の着信課金番号ごとに | — |
| 利用通信明細書 (トラヒックレポ | | 契約者が指定する着信課金番号に係る通信明細を蓄積・集計する機能 | 1の着信課金番号ごとに | |

| | | | | |
|-----------|---|---|---------------------|----------|
| | <p>ート) 提供機能</p> | | | |
| | <p>着信先変更機能</p> | <p>着信課金通信の着信先を、契約者からの当社が定める遠隔操作方法により、あらかじめ指定されたⅡ型契約者回線等又は当社が別に定める電気通信設備（電話サービス等契約約款に規定する直収通信サービスに係る契約者回線を除きます。）のいずれかに随時変更することができる機能</p> | <p>1 の着信課金番号ごとに</p> | <p>—</p> |
| <p>備考</p> | <p>1 この機能は、音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>3 発信地域指定機能において指定することができる地域の数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>4 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。</p> <p>5 利用時間指定機能又は着信先指定機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>6 共通番号機能において1の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において音声通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>7 着信先指定機能等の各追加機能を併用する場合の細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | | | |

2-11 利用料金・時間制限機能

| | 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|-----------------|--|----------|----------|
| <p>利用料金制限機能</p> | <p>料金月の起算日以降に登録電話番号からこの基本機能を利用して行った通信に係る利用料の累計額が、当社が別に定める利用限度額を超えた場合、その利用限度額を超えて最初に終了した通信の終了時刻以降において、その登録電話番</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| | 号からの発信を規制し、当該料金月の末日に規制を解除する機能 | | |
| 利用時間制限機能 | 登録電話番号から当社が別に定める時間帯以外の時刻にこの基本機能を利用して発信した通信を規制する機能 | — | — |

- 備考
- 1 この機能は第2種メディアゲートウェイホスティング契約者に限り提供します。
 - 2 利用料金制限機能は、1の登録番号ごとに提供します。
 - 3 利用料金制限機能の欄に規定する当社が別に定める利用限度額は、1,000円以上30,000円以内の金額（1,000円以上10,000円以内の場合は1,000円から1,000円ごとに10,000円まで、10,000円超30,000円以内の場合は12,000円から2,000円ごとに30,000円までの金額とします。）とし、この利用料金制限機能を利用する契約者は、あらかじめその金額を指定していただきます。
 - 4 契約者は、利用限度額を超えて終了した通信についても、その利用料の支払いを要します。
 - 5 利用時間制限機能は、1の登録番号ごとに提供します。
 - 6 利用時間制限機能の欄に規定する当社が別に定める時間帯は、次に規定する設定区分とし、この利用時間制限機能を利用する契約者は、あらかじめ設定区分を指定していただきます。
ただし、複数の設定区分を重複して指定した場合は、特別日設定、曜日設定、通常設定の順位に従って機能します。

| 設定区分 | 内容 |
|-------|-----------------------|
| 通常設定 | 発信できる時間帯を5分単位で設定できるもの |
| 曜日設定 | 発信できる特定の曜日を設定できるもの |
| 特別日設定 | 発信できる特定の期日を指定できるもの |

- 7 契約者は、設定区分に係る時間帯を超えて終了した通信についても、その利用料の支払いを要します。
- 8 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

2-12 発信通信利用休止機能

| 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|---|--|----------|
| 契約者の請求に基づき、契約者があらかじめ指定する通信をIPデータ通信網サービス取扱所の交換設備に登録することによりその通信の発信の利用ができないようにする機能をいいます。 | — | — |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 この機能は第2種メディアゲートウェイホスティング契約者に限り提供します。 2 あらかじめ指定する通信は、国際通信とします。 | |

- 3 契約者は、この機能を請求するときは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 4 当社は、契約者に対するこの機能の利用の一時中断は提供しません。

第3 削除

第4 ユニバーサルサービス料

1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | |
|--|--|--------|--------|----------|--------|---------------|--------|--------|--------|
| (1) ユニバーサルサービス料の適用 | ア ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) の規定により、次表に規定する 1 の電気通信番号ごとに適用します。 | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音声通信サービス</td> <td>音声通信番号</td> </tr> <tr> <td>I P セントレックス機能</td> <td>音声通信番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 電気通信番号 | 音声通信サービス | 音声通信番号 | I P セントレックス機能 | 音声通信番号 | 着信課金機能 | 着信課金番号 |
| | 区分 | 電気通信番号 | | | | | | | |
| | 音声通信サービス | 音声通信番号 | | | | | | | |
| | I P セントレックス機能 | 音声通信番号 | | | | | | | |
| 着信課金機能 | 着信課金番号 | | | | | | | | |
| イ ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、料金月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。 | | | | | | | | | |
| (2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用 | ア ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。 イ 料金月の末日に音声通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき、解除又は廃止の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。 | | | | | | | | |
| (3) 適用除外 | ア 以下の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。 (ア) 番号ポータビリティ等により、最終利用者に見えない形で利用されている当社が付与した番号 (イ) 第 2 種音声通信契約に係るものについて、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合の当該音声通信番号で、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に利用されているもの | | | | | | | | |

2 料金額

1 の電気通信番号ごとに月額

| 区分 | 料金額 (税込額) |
|-------------|--------------|
| ユニバーサルサービス料 | 5 円 (5.25 円) |

第5 再請求書発行手数料

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 再請求書発行手数料の適用 | この約款の規定により支払いを要することとなる料金及び工事に関する費用（（再請求書発行手数料）を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）に請求書を発行した場合に適用します。 |

2 料金額

1の電気通信番号ごとに月額

| |
|--------------|
| 料金額（税込額） |
| 191 円（200） 円 |

第2表 工事に関する費用

1 閉域通信網契約に係るもの

1-1 適用

| 工事費の適用 | |
|---------------------------|--|
| (1) 工事費の適用 | <p>ア 閉域通信網契約に係る工事費は、次の工事ごとに適用します。</p> <p>(ア) 閉域ポート関連工事 (イ) 契約者回線関連工事 (ウ) 他社接続回線関連工事 (エ) 屋内配線工事</p> <p>イ 第3種閉域通信網サービスの品目が分類Aの場合は、アの(ア)に規定する閉域ポート関連工事(1-2-1(閉域ポート関連工事)に規定する所属閉域通信網利用グループの変更に関する工事を除きます。)に関する工事費の支払いを要しません。</p> |
| (2) 品目等の変更又は移転の場合の工事費の適用 | <p>閉域通信網サービスにおける品目若しくは分類の変更又は他社接続回線に係る保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の品目、分類又は他社接続回線に係る保守の態様による細目に対応する設備に関する工事費について、契約者回線の移転の場合の工事費は、移転先の取付け及び閉域ポートの設定に関する工事について、他社接続回線の接続の変更の場合の工事は、接続変更先の取付け及び閉域ポートの設定に関する工事について、屋内配線工事の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。</p> |
| (3) 第4種閉域通信網サービスに係る工事費の適用 | <p>第4種閉域通信網サービスに係る工事費については、(1)欄及び(2)欄の規定にかかわらず、利用条件等に応じて個別に算定するものとします。</p> |

1-2 工事費の額

1-2-1 閉域ポート関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額(税込額) |
|--------------------------|------------|----------------|
| 閉域ポートの設定又は品目の変更に関する工事 | 1の閉域ポートごとに | 3,000円(3,150円) |
| 閉域ポートの利用の一時中断又は再利用に関する工事 | 1の閉域ポートごとに | 1,000円(1,050円) |
| 所属閉域通信網利用グループの変更に関する工事 | 1の変更工事ごとに | 3,000円(3,150円) |

1-2-2 契約者回線関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|--------------------------------|------------|----------|
| 契約者回線の設置、品目の変更又は契約者回線の移転に関する工事 | 1の契約者回線ごとに | 別に算定する実費 |

1-2-3 他社接続回線関連工事

(1) IPデータ通信網サービス取扱所における工事に係るもの

| 区分 | 単位 | 工事費の額(税込額) |
|--------------------------------------|-------------|----------------|
| 他社接続回線の設置、保守の態様による細目の変更又は接続の変更に関する工事 | 1の他社接続回線ごとに | 3,000円(3,150円) |

(2) 特定協定事業者との相互接続点における接続工事に係るもの

| 区分 | 単位 | 工事費の額(税込額) |
|--------------------------------------|-------------|----------------|
| 他社接続回線の設置、保守の態様による細目の変更又は接続の変更に関する工事 | 1の他社接続回線ごとに | 2,000円(2,100円) |

1-2-4 屋内配線工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|-------------------|---------|----------|
| 屋内配線の設置又は移転に関する工事 | 1の配線ごとに | 別に算定する実費 |

2 削除

3 オープン通信網契約に係るもの

3-1 第1種オープン通信網サービスに係るもの

3-1-1 適用

| 工事費の適用 | |
|-------------------------|--|
| (1) 工事費の適用 | 第1種オープン通信網サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア 占有型インターネットゲートウェイポート関連工事 イ 契約者回線関連工事 ウ 屋内配線工事 |
| (2) 品目の変更又は移転の場合の工事費の適用 | 第1種オープン通信網サービスにおける品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事費について、契約者回線の移転の場合の工事費は、移転先の取付け及び占有型インターネットゲートウェイポートの設定に関する工事について、屋内配線工事の移転の場合 |

| | |
|--|------------------------------------|
| | の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。 |
|--|------------------------------------|

3-1-2 工事費の額

3-1-2-1 占有型インターネットゲートウェイポート関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額（税込額） |
|--|--------------------------|----------------|
| 占有型インターネットゲートウェイポートの設定又は品目の変更に関する工事 | 1の占有型インターネットゲートウェイポートごとに | 3,000円(3,150円) |
| 占有型インターネットゲートウェイポートの利用の一時中断又は再利用に関する工事 | 1の占有型インターネットゲートウェイポートごとに | 1,000円(1,050円) |

3-1-2-2 契約者回線関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|--------------------------|------------|----------|
| 契約者回線の設置、品目の変更又は移転に関する工事 | 1の契約者回線ごとに | 別に算定する実費 |

3-1-2-3 屋内配線工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|-------------------|---------|----------|
| 屋内配線の設置又は移転に関する工事 | 1の配線ごとに | 別に算定する実費 |

3-2 第2種オープン通信網サービスに係るもの

3-2-1 適用

| 工事費の適用 | |
|---------------------|--|
| (1) 工事費の適用 | 第2種オープン通信網サービスに係る工事費は、共有型インターネットゲートウェイポート関連工事ごとに適用します。 |
| (2) 品目の変更の場合の工事費の適用 | 第2種オープン通信網サービスにおける品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事費について適用します。 |

3-2-2 工事費の額

3-2-2-1 共有型インターネットゲートウェイポート関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額（税込額） |
|---------------------|-----------------------|----------------|
| 共有型インターネットゲートウェイポート | 1の共有型インターネットゲートウェイポート | 3,000円(3,150円) |

| | | |
|--|--------------------------|----------------|
| トウェイポートの設定又は品目の変更に関する工事 | ゲートウェイポートごとに | |
| 共有型インターネットゲートウェイポートの利用の一時中断又は再利用に関する工事 | 1の共有型インターネットゲートウェイポートごとに | 1,000円(1,050円) |

3-3 第3種オープン通信網サービスに係るもの

3-3-1 適用

| 工事費の適用 | |
|------------|---|
| (1) 工事費の適用 | 第3種オープン通信網サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア タイプ2に関する工事 イ タイプ3に関する工事 |

3-3-2 工事費の額

3-3-2-1 削除

3-3-2-2 タイプ2又はタイプ3に関する工事（いずれもIPデータ通信網サービス取扱所における工事に係るもの）

| 区分 | 単位 | 工事費の額（税込額） |
|------------------|---------|----------------|
| タイプ2又はタイプ3に関する工事 | 1の契約ごとに | 3,000円(3,150円) |

4 音声通信契約に係るもの

4-1 適用

| 工事費の適用 | |
|-------------------------|--|
| (1) 工事費の適用 | 音声通信サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア 契約者回線関連工事 イ 他社接続契約者回線関連工事 ウ DSL回線関連工事 エ 屋内配線工事 オ 音声通信番号関連工事 |
| (2) 品目の変更又は移転の場合の工事費の適用 | 契約者回線又は回線収容機能の品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事費について、契約者回線の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、回線収容機能の変更の場合の工事は、変更先の取付けに関する工事について、DSL回線 |

の接続の変更の場合の工事費は、接続先の取付けに関する工費について、屋内配線工事の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。

4-2 工事費の額

4-2-1 契約者回線関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|--------------------------------|------------|----------|
| 契約者回線の設置、品目の変更又は契約者回線の移転に関する工事 | 1の契約者回線ごとに | 別に算定する実費 |

4-2-2 他社接続契約者回線関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|--|-------------|----------|
| 他社接続契約者回線の回線収容機能への収容、回線収容機能の品目の変更又は回線収容機能の変更に関する工事 | 1の回線収容機能ごとに | 別に算定する実費 |

4-2-3 DSL回線関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額（税込額） |
|-----------------------|------------|----------------|
| DSL回線の接続又は接続の変更に関する工事 | 1のDSL回線ごとに | 3,800円（3,990円） |

4-2-4 屋内配線工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額 |
|-------------------|---------|----------|
| 屋内配線の設置又は移転に関する工事 | 1の配線ごとに | 別に算定する実費 |

4-2-5 音声通信番号関連工事

| 区分 | 単位 | 工事費の額（税込額） |
|--------------------|-------------------|----------------|
| 音声通信番号の登録に関する工事 | 1の音声通信番号ごとに | 500円（525円） |
| 音声通信ゲートウェイ機能に関する工事 | 1の音声通信ゲートウェイ機能ごとに | 5,000円（5,250円） |

5 付加機能に係るもの

5-1 適用

| 工 事 費 の 適 用 | |
|-------------|--|
| 工事費の適用 | 付加機能に係る工事費は、付加機能の利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 |

5-2 工事費の額

| 区分 | 単位 | 工事費の額 (税込額) |
|--|----------------------|--|
| ファイアウォール機能 (基本機能) の利用開始に関する工事 | 1 の工事ごとに | 3,000 円 (3,150 円) |
| ファイアウォール機能 (追加機能) の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | (ア) DMZ ポートに係るもの | そのDMZ ポートを同一品目の閉域通信網サービスに係る閉域ポートとみなした場合に適用される工事費と同額 |
| | (イ) 接続回線に係るもの | その接続回線を同一品目の閉域通信網サービスに係る契約者回線又は他社接続回線とみなした場合に適用される工事費と同額 |
| IPSec 終端機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | (ア) 基本機能の設定に係るもの | — |
| | (イ) 通信拠点の設定に係るもの | 5,000 円 (5,250 円) |
| | (ウ) 追加機能の設定に係るもの | — |
| IPセントレックス機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | エンタープライズの新設又は追加に係るもの | 1 のエンタープライズごとに 20,000 円 (21,000 円) |
| | 音声通信番号の登録又は変更に係るもの | 1 の音声通信番号ごとに 1,000 円 (1,050 円) |

| | | | |
|--------------|--|-----------------------------|----------------|
| | 特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | 着信先へ通知する1の音声通信番号又は固定電話番号ごとに | 1,000円(1,050円) |
| | モバイルアクセス終端機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | 1の工事ごとに | 3,000円(3,150円) |
| | チャンネルアップ機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | 1の音声通信番号ごとに | 1,000円(1,050円) |
| | 代表着信機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | 1の代表番号ごとに | 1,000円(1,050円) |
| | 特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事 | 着信先へ通知する1の音声通信番号又は固定電話番号ごとに | 1,000円(1,050円) |
| 着信課金機能に関する工事 | 基本機能の利用開始又は着信課金番号による着信通信を許容する地域の変更等基本機能の内容の変更に係るもの | 1の着信課金番号ごとに | 500円 (525円) |
| | 追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更に係るもの | 1の着信課金番号ごとに | 500円 (525円) |

第3表 附帯サービスに関する料金

1 申請手数料

| 区分 | 単位 | 料金額 (税込額) |
|--------------|------------|------------------|
| I Pアドレスに係るもの | 1の申請ごとに | 1,000円(1,050円) |
| ドメイン名に係るもの | 1のドメイン名ごとに | 10,000円(10,500円) |

(注) 上記の手数料のほか、J P N I Cへの手数料(実費)が必要となります。

2 ドメイン名維持管理料

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|------------|------------|----------|
| ドメイン名維持管理料 | 1のドメイン名ごとに | 別に算定する実費 |

3 料金明細内訳書の送付手数料

料金明細内訳書(CD-ROM等の電子媒体を含みます)の送付手数料の額は、次に定める額とします。

1 請求先につき送付1回ごとに

| 区 分 | 手数料の額 (税込額) |
|---------------------------|-------------|
| 料金明細内訳書 | 200円(210円) |
| 着信課金機能の利用通話明細書(トラヒックレポート) | 500円(525円) |

(注) 料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。

料金表別表 1

第 2 種閉域通信網サービスの閉域ポートに係る伝送速度

| 品 目 | 伝送速度 |
|---------|-------------|
| 64kb/s | 64 キロビット/秒 |
| 128kb/s | 128 キロビット/秒 |
| 256kb/s | 256 キロビット/秒 |
| 0.5Mb/s | 0.5 メガビット/秒 |
| 1Mb/s | 1 メガビット/秒 |
| 1.5Mb/s | 1.5 メガビット/秒 |
| 2Mb/s | 2 メガビット/秒 |
| 3Mb/s | 3 メガビット/秒 |
| 4Mb/s | 4 メガビット/秒 |
| 5Mb/s | 5 メガビット/秒 |
| 6Mb/s | 6 メガビット/秒 |
| 7Mb/s | 7 メガビット/秒 |
| 8Mb/s | 8 メガビット/秒 |
| 9Mb/s | 9 メガビット/秒 |
| 10Mb/s | 10 メガビット/秒 |
| 11Mb/s | 11 メガビット/秒 |
| 12Mb/s | 12 メガビット/秒 |
| 13Mb/s | 13 メガビット/秒 |
| 14Mb/s | 14 メガビット/秒 |
| 15Mb/s | 15 メガビット/秒 |
| 16Mb/s | 16 メガビット/秒 |
| 17Mb/s | 17 メガビット/秒 |
| 18Mb/s | 18 メガビット/秒 |
| 19Mb/s | 19 メガビット/秒 |
| 20Mb/s | 20 メガビット/秒 |
| 21Mb/s | 21 メガビット/秒 |
| 22Mb/s | 22 メガビット/秒 |
| 23Mb/s | 23 メガビット/秒 |
| 24Mb/s | 24 メガビット/秒 |
| 25Mb/s | 25 メガビット/秒 |
| 26Mb/s | 26 メガビット/秒 |
| 27Mb/s | 27 メガビット/秒 |

| | |
|--------|------------|
| 28Mb/s | 28 メガビット/秒 |
| 29Mb/s | 29 メガビット/秒 |
| 30Mb/s | 30 メガビット/秒 |
| 31Mb/s | 31 メガビット/秒 |
| 32Mb/s | 32 メガビット/秒 |
| 33Mb/s | 33 メガビット/秒 |
| 34Mb/s | 34 メガビット/秒 |
| 35Mb/s | 35 メガビット/秒 |
| 36Mb/s | 36 メガビット/秒 |
| 37Mb/s | 37 メガビット/秒 |
| 38Mb/s | 38 メガビット/秒 |
| 39Mb/s | 39 メガビット/秒 |
| 40Mb/s | 40 メガビット/秒 |
| 41Mb/s | 41 メガビット/秒 |
| 42Mb/s | 42 メガビット/秒 |
| 43Mb/s | 43 メガビット/秒 |
| 44Mb/s | 44 メガビット/秒 |
| 45Mb/s | 45 メガビット/秒 |
| 46Mb/s | 46 メガビット/秒 |
| 47Mb/s | 47 メガビット/秒 |
| 48Mb/s | 48 メガビット/秒 |
| 49Mb/s | 49 メガビット/秒 |

料金表別表 2

第 3 種閉域通信網サービスの閉域ポートに係る伝送速度

| 品 目 | 伝送速度 |
|---------|-------------|
| 64kb/s | 64 キロビット/秒 |
| 128kb/s | 128 キロビット/秒 |
| 256kb/s | 256 キロビット/秒 |
| 0.5Mb/s | 0.5 メガビット/秒 |
| 1Mb/s | 1 メガビット/秒 |
| 1.5Mb/s | 1.5 メガビット/秒 |

料金表別表 2 の 2

第 4 種閉域通信網サービスの閉域ポートに係る伝送速度

| 品 目 | 伝送速度 |
|----------|-------------|
| 0. 1Mb/s | 0.1 メガビット/秒 |
| 0. 2Mb/s | 0.2 メガビット/秒 |
| 0. 3Mb/s | 0.3 メガビット/秒 |
| 0. 4Mb/s | 0.4 メガビット/秒 |
| 0. 5Mb/s | 0.5 メガビット/秒 |
| 0. 6Mb/s | 0.6 メガビット/秒 |
| 0. 7Mb/s | 0.7 メガビット/秒 |
| 0. 8Mb/s | 0.8 メガビット/秒 |
| 0. 9Mb/s | 0.9 メガビット/秒 |
| 1Mb/s | 1 メガビット/秒 |
| 1. 5Mb/s | 1.5 メガビット/秒 |
| 2Mb/s | 2 メガビット/秒 |
| 2. 5Mb/s | 2.5 メガビット/秒 |
| 3Mb/s | 3 メガビット/秒 |
| 3. 5Mb/s | 3.5 メガビット/秒 |
| 4Mb/s | 4 メガビット/秒 |
| 4. 5Mb/s | 4.5 メガビット/秒 |
| 5Mb/s | 5 メガビット/秒 |
| 6Mb/s | 6 メガビット/秒 |
| 7Mb/s | 7 メガビット/秒 |
| 8Mb/s | 8 メガビット/秒 |
| 9Mb/s | 9 メガビット/秒 |
| 10Mb/s | 10 メガビット/秒 |

料金表別表 3 削除

料金表別表 4

第 1 種オープン通信網サービスの占有型インターネットゲートウェイポートの品目に係る
伝送速度

| 品目 | 伝送速度 |
|--------|------------|
| 1Mb/s | 1 メガビット/秒 |
| 2Mb/s | 2 メガビット/秒 |
| 3Mb/s | 3 メガビット/秒 |
| 4Mb/s | 4 メガビット/秒 |
| 5Mb/s | 5 メガビット/秒 |
| 6Mb/s | 6 メガビット/秒 |
| 7Mb/s | 7 メガビット/秒 |
| 8Mb/s | 8 メガビット/秒 |
| 9Mb/s | 9 メガビット/秒 |
| 10Mb/s | 10 メガビット/秒 |
| 11Mb/s | 11 メガビット/秒 |
| 12Mb/s | 12 メガビット/秒 |
| 13Mb/s | 13 メガビット/秒 |
| 14Mb/s | 14 メガビット/秒 |
| 15Mb/s | 15 メガビット/秒 |
| 16Mb/s | 16 メガビット/秒 |
| 17Mb/s | 17 メガビット/秒 |
| 18Mb/s | 18 メガビット/秒 |
| 19Mb/s | 19 メガビット/秒 |
| 20Mb/s | 20 メガビット/秒 |
| 21Mb/s | 21 メガビット/秒 |
| 22Mb/s | 22 メガビット/秒 |
| 23Mb/s | 23 メガビット/秒 |
| 24Mb/s | 24 メガビット/秒 |
| 25Mb/s | 25 メガビット/秒 |
| 26Mb/s | 26 メガビット/秒 |
| 27Mb/s | 27 メガビット/秒 |
| 28Mb/s | 28 メガビット/秒 |
| 29Mb/s | 29 メガビット/秒 |
| 30Mb/s | 30 メガビット/秒 |
| 31Mb/s | 31 メガビット/秒 |

| | |
|--------|------------|
| 32Mb/s | 32 メガビット/秒 |
| 33Mb/s | 33 メガビット/秒 |
| 34Mb/s | 34 メガビット/秒 |
| 35Mb/s | 35 メガビット/秒 |
| 36Mb/s | 36 メガビット/秒 |
| 37Mb/s | 37 メガビット/秒 |
| 38Mb/s | 38 メガビット/秒 |
| 39Mb/s | 39 メガビット/秒 |
| 40Mb/s | 40 メガビット/秒 |
| 41Mb/s | 41 メガビット/秒 |
| 42Mb/s | 42 メガビット/秒 |
| 43Mb/s | 43 メガビット/秒 |
| 44Mb/s | 44 メガビット/秒 |
| 45Mb/s | 45 メガビット/秒 |
| 46Mb/s | 46 メガビット/秒 |
| 47Mb/s | 47 メガビット/秒 |
| 48Mb/s | 48 メガビット/秒 |
| 49Mb/s | 49 メガビット/秒 |
| 50Mb/s | 50 メガビット/秒 |
| 51Mb/s | 51 メガビット/秒 |
| 52Mb/s | 52 メガビット/秒 |
| 53Mb/s | 53 メガビット/秒 |
| 54Mb/s | 54 メガビット/秒 |
| 55Mb/s | 55 メガビット/秒 |
| 56Mb/s | 56 メガビット/秒 |
| 57Mb/s | 57 メガビット/秒 |
| 58Mb/s | 58 メガビット/秒 |
| 59Mb/s | 59 メガビット/秒 |
| 60Mb/s | 60 メガビット/秒 |
| 61Mb/s | 61 メガビット/秒 |
| 62Mb/s | 62 メガビット/秒 |
| 63Mb/s | 63 メガビット/秒 |
| 64Mb/s | 64 メガビット/秒 |
| 65Mb/s | 65 メガビット/秒 |
| 66Mb/s | 66 メガビット/秒 |

| | |
|---------|-------------|
| 67Mb/s | 67 メガビット/秒 |
| 68Mb/s | 68 メガビット/秒 |
| 69Mb/s | 69 メガビット/秒 |
| 70Mb/s | 70 メガビット/秒 |
| 71Mb/s | 71 メガビット/秒 |
| 72Mb/s | 72 メガビット/秒 |
| 73Mb/s | 73 メガビット/秒 |
| 74Mb/s | 74 メガビット/秒 |
| 75Mb/s | 75 メガビット/秒 |
| 76Mb/s | 76 メガビット/秒 |
| 77Mb/s | 77 メガビット/秒 |
| 78Mb/s | 78 メガビット/秒 |
| 79Mb/s | 79 メガビット/秒 |
| 80Mb/s | 80 メガビット/秒 |
| 81Mb/s | 81 メガビット/秒 |
| 82Mb/s | 82 メガビット/秒 |
| 83Mb/s | 83 メガビット/秒 |
| 84Mb/s | 84 メガビット/秒 |
| 85Mb/s | 85 メガビット/秒 |
| 86Mb/s | 86 メガビット/秒 |
| 87Mb/s | 87 メガビット/秒 |
| 88Mb/s | 88 メガビット/秒 |
| 89Mb/s | 89 メガビット/秒 |
| 90Mb/s | 90 メガビット/秒 |
| 91Mb/s | 91 メガビット/秒 |
| 92Mb/s | 92 メガビット/秒 |
| 93Mb/s | 93 メガビット/秒 |
| 94Mb/s | 94 メガビット/秒 |
| 95Mb/s | 95 メガビット/秒 |
| 96Mb/s | 96 メガビット/秒 |
| 97Mb/s | 97 メガビット/秒 |
| 98Mb/s | 98 メガビット/秒 |
| 99Mb/s | 99 メガビット/秒 |
| 100Mb/s | 100 メガビット/秒 |

料金表別表5

第2種オープン通信網サービスの共有型インターネットゲートウェイポートの品目に係る伝送速度

| 品 目 | 伝送速度 |
|---------|-------------|
| 64kb/s | 64 キロビット/秒 |
| 128kb/s | 128 キロビット/秒 |
| 256kb/s | 256 キロビット/秒 |
| 0.5Mb/s | 0.5 メガビット/秒 |
| 1Mb/s | 1 メガビット/秒 |
| 1.5Mb/s | 1.5 メガビット/秒 |
| 2Mb/s | 2 メガビット/秒 |
| 3Mb/s | 3 メガビット/秒 |
| 4Mb/s | 4 メガビット/秒 |
| 5Mb/s | 5 メガビット/秒 |
| 6Mb/s | 6 メガビット/秒 |
| 7Mb/s | 7 メガビット/秒 |
| 8Mb/s | 8 メガビット/秒 |
| 9Mb/s | 9 メガビット/秒 |
| 10Mb/s | 10 メガビット/秒 |
| 11Mb/s | 11 メガビット/秒 |
| 12Mb/s | 12 メガビット/秒 |
| 13Mb/s | 13 メガビット/秒 |
| 14Mb/s | 14 メガビット/秒 |
| 15Mb/s | 15 メガビット/秒 |
| 16Mb/s | 16 メガビット/秒 |
| 17Mb/s | 17 メガビット/秒 |
| 18Mb/s | 18 メガビット/秒 |
| 19Mb/s | 19 メガビット/秒 |
| 20Mb/s | 20 メガビット/秒 |
| 21Mb/s | 21 メガビット/秒 |
| 22Mb/s | 22 メガビット/秒 |
| 23Mb/s | 23 メガビット/秒 |
| 24Mb/s | 24 メガビット/秒 |
| 25Mb/s | 25 メガビット/秒 |
| 26Mb/s | 26 メガビット/秒 |

| | |
|--------|------------|
| 27Mb/s | 27 メガビット/秒 |
| 28Mb/s | 28 メガビット/秒 |
| 29Mb/s | 29 メガビット/秒 |
| 30Mb/s | 30 メガビット/秒 |
| 31Mb/s | 31 メガビット/秒 |
| 32Mb/s | 32 メガビット/秒 |
| 33Mb/s | 33 メガビット/秒 |
| 34Mb/s | 34 メガビット/秒 |
| 35Mb/s | 35 メガビット/秒 |
| 36Mb/s | 36 メガビット/秒 |
| 37Mb/s | 37 メガビット/秒 |
| 38Mb/s | 38 メガビット/秒 |
| 39Mb/s | 39 メガビット/秒 |
| 40Mb/s | 40 メガビット/秒 |
| 41Mb/s | 41 メガビット/秒 |
| 42Mb/s | 42 メガビット/秒 |
| 43Mb/s | 43 メガビット/秒 |
| 44Mb/s | 44 メガビット/秒 |
| 45Mb/s | 45 メガビット/秒 |
| 46Mb/s | 46 メガビット/秒 |
| 47Mb/s | 47 メガビット/秒 |
| 48Mb/s | 48 メガビット/秒 |
| 49Mb/s | 49 メガビット/秒 |

別表1 基本的な技術事項

1 第2種閉域通信網サービス又は第1種オープン通信網サービス

(1) イーサネット方式(10BASE-T)のもの

| 契約者回線の品目 | 規格 | |
|-----------|-----------|------------|
| 10Mb/sのもの | IEEE802.3 | 10BASE-T準拠 |

(2) イーサネット方式(100BASE-TX)のもの

| 契約者回線の品目 | 規格 | |
|------------|------------|--------------|
| 100Mb/sのもの | IEEE802.3u | 100BASE-TX準拠 |

2 音声通信サービス

(1) イーサネット方式(100BASE-TX又は100BASE-FX)のもの

| 契約者回線の品目 | 規格 | |
|------------|------------|--------------|
| 100Mb/sのもの | IEEE802.3u | 100BASE-TX準拠 |
| | IEEE802.3u | 100BASE-FX準拠 |

(2) イーサネット方式(1000BASE-SX又は1000BASE-LX)のもの

| 契約者回線の品目 | 規格 | |
|----------|------------|---------------|
| 1Gb/sのもの | IEEE802.3z | 1000BASE-SX準拠 |
| | IEEE802.3z | 1000BASE-LX準拠 |

別表 2-1 II型契約者回線等から音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 固定端末系伝送路設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|-----------------------|--|-------------|
| フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 | 電話サービス等に係る 直収通信契約、直収電話契約又は着信用直収電話契約 | 電話サービス等契約約款 |

(イ) 協定事業者に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|---------------|---|-------------------|
| 東日本電信電話株式会社 | 電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| | 総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |
| | 音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約 | 音声利用IP通信網サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | 電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| | 総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |
| | 音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約 | 音声利用IP通信網サービス契約約款 |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニ | 電話等サービスに係る | 電話等サービス契約約款 |

| | | |
|-------------------|--|-------------------|
| ケーションズ株式会社 | 専用アクセス契約 | |
| KDD I 株式会社 | 電話サービスに係る ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約 総合デジタル通信サービスに係る ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約 | 電話サービス等契約約款 |
| | F T T H電話サービスに係る F T T H電話契約 | F T T Hサービス契約約款 |
| | 光ダイレクトサービスに係る 光ダイレクト電話契約 | 光ダイレクトサービス契約約款 |
| | 電話サービスに係る 直加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約 | ビジネスダイレクトサービス契約約款 |
| ソフトバンクテレコム株式会社 | 電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約 | 電話サービス等契約約款 |
| 東北インテリジェント通信株式会社 | I P電話サービスに係る I P電話契約 | I P電話サービス契約約款 |
| 中部テレコミュニケーション株式会社 | 第1種総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約又は短期第1種契約 第2種総合デジタル通信サービスに係る 第2種契約又は短期第2種 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |

| | | |
|----------------------|---|---|
| | 契約 光電話サービス契約 オフィス光電話サービス契約 I P 電話契約 光電話集合単体サービス契約 | 光電話サービス契約約款 オフィス光電話サービス契約約款 I P 電話サービス契約約款 光電話集合単体サービス契約約款 |
| 株式会社ケイ・オプティコム | 音声利用 I P 通信網サービスに係る 第 1 種契約又は第 2 種契約 | 音声利用 I P 通信網サービス契約約款 |
| 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ | 総合デジタル通信サービスに係る 第 1 種契約又は第 2 種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |
| 株式会社 S T N e t | 光電話サービス | 光電話サービス契約約款 |
| 九州通信ネットワーク株式会社 | 第 2 種 I P 電話サービスに係る 第 2 種 I P 電話契約 | I P 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム関東 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム東京 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコムウエスト | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム湘南 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム福岡 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム北九州 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ケーブルネット下関 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ケーブルネット神戸芦屋 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社メディアさいたま | 電話サービスに係る | 電話サービス契約約款 |

| | | |
|-----------------|---|---------------------------|
| | 加入電話契約 | |
| 土浦ケーブルテレビ株式会社 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム札幌 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム千葉 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社UCOM | 直加入サービスに係る 直加入契約 | 直加入サービス契約約款 |
| ケーヴィエイチテレコム株式会社 | 総合デジタル通信サービス に係る ISDN契約 | 総合デジタル通信サービス 契約約款 |
| ZIP Telecom株式会社 | ZIP Telecom電話 サービスに係る ZIP Telecom電 話サービス契約 | ZIP Telecom電 話サービス契約約款 |

イ IP電話設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|-----------------------|---|----------------------|
| フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 | IP電話サービスに係る IP電話契約 | 電話サービス等契約約款 |
| | 音声通信サービスに係る 第1種音声通信契約、第2 種音声通信契約、第3種音 声通信契約又は第4種音 声通信契約 | IPデータ通信網サービス 契約約款 |

(イ) 協定事業者（電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号の指定を受けた者）に係るもの

| 事業者の名称 |
|-------------------------|
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 |
| ソフトバンクテレコム株式会社 |
| 株式会社ぷららネットワークス |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー |
| KDDI株式会社 |

| |
|-------------------|
| 東北インテリジェント通信株式会社 |
| 中部テレコミュニケーション株式会社 |
| 株式会社ケイ・オプティコム |
| 株式会社STNet |
| 九州通信ネットワーク株式会社 |
| 株式会社UCOM |
| ソフトバンクBB株式会社 |
| ZIP Telecom株式会社 |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ |

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | mov a サービス mov a 契約、プリペイド携帯 電話契約又はドコモコール契約 | mov a サービス契約 約款 |
| | FOMAサービスに係る FOMA契約又はFOMAドコ モコール契約 | FOMAサービス契約 約款 |
| | 衛星電話サービスに係る 衛星電話契約 | 衛星電話サービス契約 約款 |
| KDDI株式会社 | auサービスに係る au契約、プリペイド電話契約 又はローミング契約 | au通信サービス契約 約款 |
| 沖縄セルラー電話株式会社 | auサービスに係る au契約、プリペイド電話契約 又はローミング契約 | au通信サービス契約 約款 |
| ソフトバンクモバイル株式 会社 | 3G通信サービスに係る 3Gサービス契約 | 3G通信サービス契約 約款 |
| イー・モバイル株式会社 | EMOBILE通信サービスに係 る EMOBILE契約 | EMOBILE通信サ ービス契約約款（電 話・データ通信編） |

(3) PHS設備に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|--------|-------|---------|
|--------|-------|---------|

| | | |
|-------------|---------------------------------|-------------------|
| 株式会社ウィルコム | ウェルコム通信サービスに係る ウィルコム通信契約 | ウィルコム通信サービス契約約款 |
| 株式会社ウィルコム沖縄 | ウェルコム沖縄通信サービスに係る ウィルコム沖縄通信契約 | ウィルコム沖縄通信サービス契約約款 |

別表 2-2 II型契約者回線等への音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 固定端末系伝送路設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|-----------------------|------------------------------|-------------|
| フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 | 電話サービス等に係る 直収通信契約又は直収電話契約 | 電話サービス等契約約款 |

(イ) 協定事業者に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|-------------|---|-------------------|
| 東日本電信電話株式会社 | 電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| | 総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |
| | 音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約 | 音声利用IP通信網サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | 電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| | 総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |

| | | |
|-------------------------|--|-------------------|
| | 約、第2種契約又は臨時第2種契約 | |
| | 音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約 | 音声利用IP通信網サービス契約約款 |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 電話等サービスに係る 専用アクセス契約 | 電話等サービス契約約款 |
| KDDI株式会社 | FTTH電話サービスに係る FTTH電話契約 | FTTHサービス契約約款 |
| | 電話サービスに係る 直加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約 | ビジネスダイレクトサービス契約約款 |
| ソフトバンクテレコム株式会社 | 電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約 | 電話サービス等契約約款 |
| 東北インテリジェント通信株式会社 | IP電話サービスに係る IP電話契約 | IP電話サービス契約約款 |
| 中部テレコミュニケーション株式会社 | 第1種総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約又は短期第1種契約 第2種総合デジタル通信サービスに係る 第2種契約又は短期第2種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |

| | | |
|----------------------|---|---|
| | 光電話サービス契約 オフィス光電話サービス契約 I P 電話契約 光電話集合単体サービス契約 | 光電話サービス契約約款 オフィス光電話サービス契約約款 I P 電話サービス契約約款 光電話集合単体サービス契約約款 |
| 株式会社ケイ・オプティコム | 音声利用 I P 通信網サービスに係る 第 1 種契約又は第 2 種契約 | 音声利用 I P 通信網サービス契約約款 |
| 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ | 総合デジタル通信サービスに係る 第 1 種契約又は第 2 種契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |
| 株式会社 S T N e t | 光電話サービス | 光電話サービス契約約款 |
| 九州通信ネットワーク株式会社 | 第 2 種 I P 電話サービスに係る 第 2 種 I P 電話契約 | I P 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム関東 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム東京 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコムウエスト | 電話サービス等に係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム湘南 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム福岡 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム北九州 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ケーブルネット下関 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ケーブルネット神戸芦屋 | 電話サービスに係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社 | 電話サービス等に係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |

| | | |
|-------------------------|---|-------------------------------|
| 株式会社メディアさいたま | 電話サービス等に係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 土浦ケーブルテレビ株式会社 | 電話サービス等に係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム札幌 | 電話サービス等に係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社ジェイコム千葉 | 電話サービス等に係る 加入電話契約 | 電話サービス契約約款 |
| 株式会社UCOM | 直加入サービスに係る 直加入契約 | 直加入サービス契約約款 |
| ケーヴィエイチテレコム株式会社 | 総合デジタル通信サービスに係る ISDN契約 | 総合デジタル通信サービス契約約款 |
| Z I P T e l e c o m株式会社 | Z I P T e l e c o m電話サービスに係る Z I P T e l e c o m 電話サービス契約 | Z I P T e l e c o m電話サービス契約約款 |

イ IP電話設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

別表2-1の(1)のイの(ア)に掲げる当社に係るIP電話設備とします。

(イ) 協定事業者(電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号の指定を受けた者)に係るもの

別表2-1の(1)のイの(イ)に掲げる協定事業者に係るIP電話設備とします。

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

別表2-1の(2)に掲げる協定事業者の契約に基づき設置される携帯自動車電話設備とします。

(3) PHS設備に係るもの

別表2-1の(3)に掲げる協定事業者の契約に基づき設置されるPHS設備とします。

別表 2-3 II型契約者回線等への音声通信が可能な公衆電話設備

以下の事業者が設置するもの

| 設置事業者の名称 |
|-------------------------|
| 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 |

別表 3 他社接続契約者回線に関する協定事業者の電気通信サービスに係る契約

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|----------------|--|------------------------|
| ソフトバンクテレコム株式会社 | デジタルデータサービス契約 (第1種イーサネット型通信サービスのタイプ1 (一般使用に係るもの) に係るもの) | デジタルデータサービス契約約款 |
| 株式会社UCOM | 当社との相互接続において指定する電気通信サービス | |
| 株式会社ビック東海 | イーサネットサービス契約 | イーサネットサービス契約約款 |
| KDDI株式会社 | パワードイーサネットサービス契約 | KDDIパワードイーサネットサービス契約約款 |

別表 4 料金表第1表第2 (付加機能に係る使用料) に規定する着信課金機能へ音声通信を行うことができる直加入電話等設備等

(1) 直収通信設備

別表 2-1 の (1) のアの (ア) に掲げる直加入電話等設備のうち直収通信契約に係るもの

(2) 加入電話等設備

別表 2-1 の (1) のアの (イ) に掲げる直加入電話等設備のうち、次に掲げる協定事業者に係るもの

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

(3) 他社直加入電話等設備

別表 2-1 の (1) のアの (イ) に掲げる直加入電話等設備のうち、次に掲げる協定事業者に係るもの

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

KDDI株式会社 (当社が別に定めるものに限り。)

ソフトバンクテレコム株式会社

北海道総合通信網株式会社

東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
株式会社STNet
九州通信ネットワーク株式会社
株式会社ジェイコム関東
株式会社ジェイコム東京
株式会社ジェイコムウエスト
株式会社ジェイコム湘南
株式会社ジェイコム福岡
株式会社ジェイコム北九州
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ケーブルネット神戸芦屋
浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社
株式会社メディアさいたま
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム札幌
株式会社ジェイコム千葉
株式会社UCOM

(4) 公衆電話設備

第3条（用語の定義）の70欄に規定するもの

(5) 携帯自動車電話設備

別表2-1の(2)に掲げる携帯自動車電話設備

(6) PHS設備

別表2-1の(3)に掲げるPHS設備

附 則（平成 12 年 12 月 14 日 フ企第 4 号）

（実施期日）

この約款は、平成 13 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 13 年 6 月 28 日 Fサ第 17 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 20 日から実施します。

（契約に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の契約を締結している者は、この改正実施の日において、それぞれ下表の右欄の契約を締結しているものとみなして取り扱います。

| | |
|---------|--------------|
| 第 1 種契約 | 第 1 種閉域通信網契約 |
| 第 2 種契約 | 第 2 種閉域通信網契約 |

附 則（平成 13 年 12 月 20 日 Fサ第 47 号、Fサ第 48 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 14 年 1 月 1 日から実施します。

（契約に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 第 1 種閉域通信網サービスに係る契約 第 1 種閉域通信網契約 | 閉域通信網サービスに係る契約 閉域通信網契約 第 1 種閉域通信網サービスに係るもの |
| 第 2 種閉域通信網サービスに係る契約 第 2 種閉域通信網契約 | 閉域通信網サービスに係る契約 閉域通信網契約 第 2 種閉域通信網サービスに係るもの |

3 この附則の 2 の規定によるほか、移行後の契約に係る品目については、移行前の契約に係る品目に相当するものとします。

4 この改正規定実施の際現に、当社の IP データ通信網サービスの試験サービスに関する契約約款（以下「試験サービス約款」といいます。）の規定により当社と次の表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社とこの約款により同表右欄の契約を締結したものとみなします。

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 閉域通信網サービスに係る契約 閉域通信網契約 | 閉域通信網サービスに係る契約 閉域通信網契約 |
|---------------------------|---------------------------|

| | |
|-------------------------------|--|
| | 第3種閉域通信網サービスに係るもの |
| オープン通信網サービスに係る契約 オープン通信網契約 | オープン通信網サービスに係る契約 オープン通信網契約 第2種オープン通信網サービスに係るもの |

5 この附則の4の規定によるほか、移行後の契約に係る品目及び細目については、移行前の契約に係るサービスの品目及び細目に相当するものとしします。

(最低利用期間に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、試験サービス約款の規定により4の規定の左欄の契約を締結している場合は、この改正規定にかかわらず、最低利用期間に関する規定は適用しません。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

7 この改正規定実施前に、改正前の規定又は試験サービス約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 14 年 2 月 1 日 F サ第 53 号)

(実施期日)

この改正規定は平成 14 年 2 月 11 日から実施します。

附 則 (平成 14 年 6 月 24 日 F サ第 12 号、F サ第 13 号)

(実施期日)

この改正規定は平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 14 年 8 月 23 日 F サ第 27 号、F サ第 28 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 14 年 9 月 24 日 F サ第 36 号、F サ第 37 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 15 年 1 月 24 日 F サ第 63 号、サ第 64 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日 Fサ第 90 号、Fサ第 91 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。
- （第 2 種音声通信サービスに係る音声通信番号関連工事の取扱いに関する経過措置）
- 2 この改定実施の日から平成 15 年 6 月 30 日の間に申込みを行った第 2 種音声通信契約者は、音声通信番号関連工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。

附 則（平成 15 年 4 月 17 日 Fサ企第 5 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 4 月 25 日から実施します。

附 則（平成 15 年 5 月 22 日 Fサ企第 24 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 16 日 Fサ企第 31 号、Fサ企第 40 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 23 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （第 2 種音声通信サービスに係る音声通信番号関連工事の取扱いに関する経過措置）
- 3 この改定実施の日から平成 15 年 9 月 30 日の間に申込みを行った第 2 種音声通信契約者は、音声通信番号関連工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。

附 則（平成 15 年 6 月 25 日 Fサ企第 34 号、Fサ企第 35 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 7 月 2 日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 16 日 Fサ企第 55 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 7 月 23 日から実施します。

附 則（平成 15 年 9 月 10 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 17 日から実施します。

(第2種音声通信サービスに係る音声通信番号関連工事の取扱いに関する経過措置)

2 この改定実施の日から平成15年12月31日の間に申込みを行った第2種音声通信契約者は、音声通信番号関連工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。

附 則 (平成15年10月16日 Fサ企第81号)

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月23日から実施します。

附 則 (平成15年10月22日 Fサ企第83号、Fサ企第84号)

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

附 則 (平成15年11月27日 Fサ企第112号、Fサ企第113号)

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月15日から実施します。

附 則 (平成16年1月20日 Fサ企第148号、Fサ企第149号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月4日から実施します。

附 則 (平成16年1月20日 Fサ企第148号、Fサ企第149号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月4日から実施します。

附 則 (平成16年2月9日 Fサ企第161号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 19 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 7 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 7 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 8 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 3 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日以降の料金月から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の基本使用料区分を適用している者は、この改正実施の日において、同表の右欄の基本使用料区分を適用したものとみなして取り扱います。この場合において右欄適用後の基本使用料は、改定実施日の属する料金月から適用します。

| 基本使用料区分 | 基本使用料区分 |
|---------|----------|
| プラン 1 | シンプルプラン |
| プラン 2 | パーソナルプラン |
| プラン 3 | |
| プラン 4 | |
| プラン 5 | |
| プラン 6 | |

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった

電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第 4 種音声通信契約を締結している者は、この改正実施の日において、第 4 種音声通信契約における通信の態様による細目がタイプ 1 に係るものを適用したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

(第 2 種音声通信サービスまたは第 4 種音声通信サービスに係る料金に関する経過措置)

- 2 この改正の日から平成 17 年 9 月 30 日までの間に、第 2 種音声通信サービスまたは第 4 種音声通信サービスに係る申し込みを行い、その契約を当社が承諾した場合は、承諾した日が属する料金月（平成 17 年 8 月以降とします）を含む 6 料金月については、以下のとおり適用します。

第 2 種音声通信サービスについて、料金表 第 1 使用料 5-2-2 (2) の携帯自動車電話設備にかかるもの表に規定する料金額にかかわらず、その料金額を 60 秒まで 8 円（税込額 8.4 円）とします。

第 4 種音声通信サービスについて、料金表 第 1 使用料 7-2-2 (2) の携帯自動車電話設備にかかるもの表に規定する料金額にかかわらず、その料金額を 60 秒まで 8 円（税込額 8.4 円）とします。

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 10 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 付加機能に係る使用料 2 2-9 着信転送機能に係る改正は、平成 19 年 4 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 29 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社の Multi-Gateway for Skype サービス契約約款の規定による Multi-Gateway for Skype 契約者は、この改正規定実施の日において、第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結したものとして取り扱います。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 17 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により料金表第 2 (付加機能に係る使用料) 2-10 着信課金機能が提供されている音声通信契約者について、次の表の左欄に定める単位で提供されている機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める料金プランに移行したものとみなします。

| タイプ | 料金プラン |
|------------|--------------|
| (ア) | 第 1 種着信課金プラン |
| (イ) のタイプ 1 | 第 3 種着信課金プラン |
| (イ) のタイプ 2 | 第 1 種着信課金プラン |

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 料金表における国際通信に係る通信のうち、インマルサット 1 に係る接続においては、平成 19 年 12 月末日をもってサービスを終了いたします。ただし、サービス終了に係る工事は順次実施するため、取扱地域により、平成 20 年 1 月 8 日まで接続できることがあります。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 5 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 9 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年 4 月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年4月 1 日から実施します。

(第 3 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約の経過措置)

2 この改正規定実施の前に、第 3 種メディアゲートウェイホスティングサービスを利用している者は、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

2. この改正規定の際現に、第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約の経過措置は、下表のとおりとします。

1. 用語の定義 次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-------------------------|--|
| 第3種メディアゲートウェイホスティングサービス | 第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が音声通信契約に基づいて付与された音声通信番号に着信する音声通信を、メディアゲートウェイホスティング装置で一旦終端させた後に、インターネット経由で他の電気通信設備に転送して接続することができるメディアゲートウェイホスティングサービス |
| 第3種メディアゲートウェイホスティング契約 | 当社から第3種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約 |
| 第3種メディアゲートウェイホスティング契約者 | 当社と第3種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者 |

2. 第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る提供条件

- (1) 第3種メディアゲートウェイホスティング契約者は、音声通信契約者であって、Skype Technologies S.A.、Skype Communications S.a.r.l.又はSkype Software S.a.r.l.（以下「Skype社」といいます。）と契約を締結している者としてします。
- (2) 当社が提供するクライアントソフトを、利用するSkype（Skype社の提供するソフトウェアをいいます。）と連携可能なパソコンにインストールすること、又は当社が別に定めるクライアントソフトがインストールされた特定の自営端末設備を利用すること。
- (3) 第3種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1の音声通信番号につき1のクライアントソフトを起動するものとしてします。ただし、当社が別に定めるクライアントソフトがインストールされた特定の自営端末設備を使用して、複数の音声通信番号を1のクライアントソフトにおいて登録できる場合を除きます。
- (4) 音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第3種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したこととなります。
- (5) 第3種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1の音声通信番号に対応するSkypeID（Skype利用者を識別するためにSkype社が割り当てる識別符号をいいます。以下同じとしてします。）について、Skype社が提供するビジネスコントロールパネル機能等により、別のSkypeIDに対応させることはできません。
- (6) 権利の譲渡の禁止、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う第3種メディアゲートウェイホスティング契約の解除、当社が行う第3種メディアゲートウェイホスティング契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとしてします。
- (7) その他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年10月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年10月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年11月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際に現に、改正前の規制により、11 第5種メディアゲートウェイホスティング機能に係る料金プランが「分課金プラン」を適用している者は、この改正実施の日において「1分課金プランを適用したものとみなして取扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。